

開 会	
委 員 長	おはようございます。 本日の出席委員は、１５人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （９：３０）
委 員 長	先日の、一木委員の税の過誤納金還付金の件で、税務課長からの発言の申し出が あっておりますので、これを許可します。 税務課長
税務課長	おはようございます。 昨日の税務課の予算審議の中で、一木委員から税の還付金の質問がございました。 その中で、２３年度の現予算でございますけれども、その予算額を、私、１７，４ ５６千円と申し上げるところを、２３，０００千円と申し上げたようでございます。 訂正をさせていただきます。以上でございます。
委 員 長	それでは、都市計画の予算説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	都市計画課、歳出予算の説明をさせていただきます。 予算書は８９ページでございます。 都市計画課所掌の予算は、７款４項都市計画費全目と、同款５項住宅費全目です。 通年業務として予算を計上している都市公園等の維持管理費と町営住宅の住宅管 理費に加えて、２４年度は７款４項３目国交省公園事業費に、多目的運動公園整備事 業費及び近隣公園再整備事業費、７款５項２目住宅建設費に、町営住宅建替事業費を 計上いたしております。 それでは、７款４項１目都市計画総務費からご説明申し上げます。 ７款４項１目都市計画総務費には、前年度と比較して６７，４２５千円増の６８７， ６３７千円を計上いたしております。 増額の主な要因は、次のページになりますが、２８節操出金の公共下水道事業関係 予算で、特別会計への操出金が、昨年度より７２，８００千円の増額されたことによ るものです。 次に、主な予算内容について、ご説明を申し上げます。 １節は都市計画審議会報酬、２節から４節は職員給与関係の予算です。説明を省か せていただきます。 ９０ページをお開きください。 ９節旅費のうち費用弁償の２６４千円は、一昨年度から取り組んでいる、西田地区 住環境整備事業に係るまちづくり推進委員会開催時の費用弁償を計上いたしており ます。 １１節需用費のうち修繕料９０千円は、栗田林道入り口に設置する自然環境保護地 域看板が雪で破損したための修繕料を計上いたしております。 続きまして、１３節委託料は、西田地区まちづくり支援業務委託費２，９７２千円 の１事業のみで、１３，５００千円余の大幅な減額となっております。 この委託事業費は、２２年度に実施した西田地区住環境整備事業基礎調査に基づ き、地区ではまちづくり推進委員会を組織し、ワークショップや検討会開催を重ねな がら、小規模住宅地区改良事業における地区の問題点などを洗い出し、現在は、地区 が目指す住環境整備の在り方と基本整備方針を検討中です。 町では、この地区が取り組むまちづくり推進事業に、２３年度に引き続き、２４年 度において支援を行おうとするものです。 続いて、２目公園費について、ご説明申し上げます。

	都市公園のうち、町が設置した公園の管理費と併せ、道路沿線の緑地や草場川沿いのさくら並木など、都市公園外の維持管理費として37,307千円を計上いたしております。前年度と比較して562千円の減額です。 新規予算としては、公園の設計計画から維持管理までの図面情報を一元管理する電算システム、土木CADと申しますけれども、の配備予算を計上いたしております。 公園管理の通年業務として、遊具等は定期的な安全確認に基づく修理を実施しております。しかし、全体的に施設が古くなっており、修繕費などがかさんでいる状況があります。 また、清掃等の業務委託予算を縮小すれば、草刈り、清掃等の回数を少なくしなければならなくなり、公園利用者に不快な思いをさせることにもなりかねません。 このため一定額の管理費支出は避けられず、多くはシルバー人材センターなどに業務委託をしているのが現状でございます。 それでは、主な予算内容について説明を申し上げます。 9節旅費の費用弁償には、多目的運動公園地元役員会開催時の費用弁償及び嘱託職員費用弁償の計といたしまして、146千円を計上いたしております。 11節需用費には6,558千円を計上いたしております。 主なものは、光熱水費として公園の街灯などの電気料金と公園の公共下水道料金、4,300千円を計上いたしております。 昨年度より300千円増となっておりますが、これは、逐次上水道への切り替えが進み、水道料金の増も要因となっております。 次のページの最上段に、修繕料も昨年度より500千円増の1,900千円を計上いたしております。 公園遊具等は軽微な破損であっても安全性を確保するために、緊急な対応が必要です。また、近年故意と判断せざるを得ない器具、施設の破損が増えており、警察にも被害届を出して、パトロール等の強化も依頼しております。 しかしながら、あえて被害と申し上げますが、これからも公園施設の器物破損発生が予想されております。これらに対応するために増額して計上をいたしております。 12節役務費の手数料913千円の内訳は、曾根田親水公園及び炭焼ため池、並びに三並地区から三箇山地区までの道路沿いに設置するポケットパークのし尿汲み取り料を例年上げておりますけれども、24年度はこれらの予算に加えまして、上高場区の藤の里公園のヤマモモの剪定手数料、それと土木CADセットアップ手数料42千円を追加して計上いたしております。 次に、13節の委託料です。昨年度とほぼ同額の21,765千円を計上いたしております。 主な予算について、ご説明申し上げます。 都市公園の清掃委託料として11,057千円を計上いたしております。都市公園10カ所の公園内清掃、トイレ清掃、草刈りや芝刈り、低木の剪定作業などの管理業務の委託料です。及びそれと合せて、隔年で実施しております公園内遊具等の定期点検の委託料です。 都市公園外維持管理の5,024千円は、道路の緑地帯、三箇山の展望広場や花の広場、草場川沿いの桜並木、炭焼ため池など、都市公園以外の草刈り、除草や樹木の手入れなどの維持管理委託料です。 都市公園の樹木の維持管理委託料には、高木の剪定や消毒による病虫害防除業務委託料として、4,420千円を計上いたしております。 その下ですけれども、土木CAD保守管理委託料の21千円は、新規の予算計上です。 14節使用料及び賃借料は、ふれあいファーム下水道使用料、庁用車借上料、それ
--	---

	からネットワーク積算システム借上料の各予算を計上いたしております。 15節工事請負費は4,490千円を計上いたしております。 内訳は、百万池公園の噴水設備補修工事、原地蔵地区の開発公園の維持管理工事、及び三並地区の妙見広場下水道切り替え工事などを予定をいたしております。 また、22年度には安の里公園のバリアフリー工事、引き続き23年度に、ふれあいファームの茅葺屋根葺き替え工事が完了いたしました。24年度は、これらの施設に併設する水車小屋の修理工事を行い、施設全体の魅力アップを図る計画です。 水道設置工事費645千円は、ゆりのき公園と朝日公園の上水道切り替え工事を予定をいたしております。 16節原材料費には、地域から要望が多い公園の砂補充費を、新たに計上いたしております。 18節備品購入費105千円は新規の予算で、土木CADシステムの購入費です。 19節負担金補助及び交付金は、15節工事費で説明いたしましたゆりのき公園と朝日公園の上水道加入負担金2件と城山開拓組合負担金です。 多目的運動公園事業用地内には約6haの樹園地がありましたが、すべて買収が完了し、現在は、構造物の撤去や梨の木を伐採する造成に着手するための事前工事を行っております。 旧地権者は、城山開拓組合を管理する農業用水の利水権を持っており、町は、公園完成後は、旧地権者の利水権を継承して、公園内の散水等に利用する計画です。 城山開拓組合の受益者負担金は、年間反当り1,500円で、同組合の管理規定に従い、2年分の180千円をまとめて24年度に支払うことで予定をいたしております。 3目国交省公園事業費には344,680千円を計上いたしております。 当初予算計上額では、昨年度より49,170千円の減額となっておりますが、23年度は東日本大震災の影響で国庫補助金が大きく減額されたことにより、いくつかの事業を先送りをせざるを得なくなっております。 このため、今議会において、23年度予算から54,000千円余の減額補正をお願いし、改めて24年度当初予算に、この減額補正を行った事業予算を再計上いたしております。 それでは、主な予算内容について、説明を申し上げます。 9節旅費の費用弁償は、実施設計段階で公園の各種利用団体との検討委員会開催時に要する経費の計上でございます。 13節委託料には54,000千円を計上いたしております。 内訳は、安の里公園再整備事業に引き続き、緑とスポーツのふれあい広場のバリアフリー化を図るための近隣公園再整備事業実施設計委託料、並びに多目的運動公園整備事業の実施設計委託料、及び92ページをお開きください。多目的運動公園のボーリング調査委託料で、いずれも昨年度震災のため国庫補助金が大幅に減額されたために、事業実施を先送りしていた事業の再計上でございます。 15節工事請負費には、委託料と同じ理由で、事業実施を先送りした緑とスポーツのふれあい広場再整備事業費と多目的運動公園整備事業費のうち、造成工事費、小限・大坪線の改良工事費、調整池等築造工事費、既存電柱の撤去工事費など、公園整備の本工事に着手する前提となる各種工事費の計といたしまして、287,000千円を計上いたしております。 17節公有財産購入費及び22節の補償補填及び賠償金への計上予算は、多目的運動公園に隣接して整備を行う町道小限・大坪線改良工事に要する経費でございます。 次に、7款5項1目住宅管理費に20,351千円を計上いたしております。前年度と比較して3,351千円の減額となっております。主な要因は、13節委託料の
--	---

	減によるものです。 その他の科目につきましては、町営住宅を維持管理するために必要な支出であり、ほぼ前年度と同額予算となっております。 それでは、主な予算内容について、説明を申し上げます。 1節報酬は、町営住宅23団地の管理人報酬及び入居者選考委員会の選考委員報酬です。 11節需用費には、説明欄に記載しております各項目ごとに、昨年度予算と同額または、ほぼ同額の7,014千円を計上いたしております。 飛びまして、13節の委託料は、前年度より3,350千円余を減額いたしまして、8,566千円を計上いたしております。これは、23年度新規事業として、現在取り組んでおります町営住宅長寿命化計画の策定委託料が、単年度で完了することによります。このことが主な要因です。 各委託料は、11節需用費と同じく、説明欄に記載する項目ごとに、23年度決算見込額から必要な予算額を試算して計上いたしております。 なお、説明欄の最下段に記載しております設計委託料は、新町団地水道接続設計委託料でございます。 次に、93ページです。 14節使用料及び賃借料に1,259千円を計上しております。 内電柱使用料として、額は小そうございますが、14千円を新たに計上いたしておりますが、これは、従前から町営住宅の柿添団地、井手団地建設に伴い、一部近隣住宅にテレビ電波障害を来していたため、その対策工事に伴い、九電柱計10本を借用いたしておりました。本年度から説明の欄に、別項目として掲載をさせていただいておるものでございます。 15節工事請負費には、補修工事費として、一昨年及び昨年度と同額の2,400千円を計上させていただいております。 23節償還金利子及び割引料に30千円を計上いたしておりますが、これは、年度末等に退去者があった場合に、旧年度分としてすでに納めていただいている家賃を、過誤納金還付金として還付する必要があるために、念のために計上をいたしておる分でございます。 次に、7款5項2目住宅建設費に新規事業費といたしまして、308,158千円を計上いたしております。 合併以前からの懸案事項であった町営住宅の建て替え事業を円滑に行うため、町では18年3月に筑前町公営住宅ストック活用総合計画、またその総合計画に定める住宅政策の方針を踏まえまして、旧夜須地区町営住宅の総合的な整備及び管理方法や事業の優先順位等を検討するために、22年3月に筑前町営住宅建て替え調査業務報告書を策定いたしております。 また、22年6月に、旧夜須地区町営住宅の建設計画を具体化するため、筑前町営住宅建設委員会を設置し、都合3回の委員会の会議において慎重なご審議をいただき、22年9月13日に筑前町営住宅建設委員会の委員長名で、町長に対して、夜須地区町営住宅建設の基本方針を答申していただきました。 今回計上する予算は、前述いたしました答申に基づく初年度事業費として、現在管理する町営住宅の篠隈団地に隣接する旧篠隈保育所跡地に住宅建て替えを行うものです。 事業費の内訳は、13節委託料に建設工事監理委託料、及び次年度以降に第2期工事として実施する篠隈団地の解体工事の設計委託料、15節工事請負費に初年度工事費として、鉄筋コンクリート3階建て、住居数21戸の篠隈団地第1期工事費、22節補償補填及び賠償金に、篠隈団地の現入居者21戸の引っ越し補償費を計上いたし
--	--

	ております。 住宅建設事業に要する財源の内訳は、総事業費の約45%、138,960千円余を国からの社会資本整備総合交付金で、残りの55%、169,000千円余を公営住宅建設事業債で賄うことといたしております。 以上で、都市計画課の歳出の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 田中委員
田中委員	2点、お伺いしたいと思います。 92ページと93ページでございます。 多目的運動公園の件でございますけれども、工事発注時期と工事の発注体系というのをお願いしたいと思います。公表できる限りでございます。 それから、町営住宅ですが、4カ所の町営住宅が2カ所にまとめられると思っておりますが、福島団地と松延団地に関しての、今後については、いつ頃ははっきりできるような状況になるのかをお願いいたします
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 補助事業につきましては、交付決定後に発注するということが基本でございますけれども、4月に入りまして、早期着工の交付申請を予定をいたしております。 それに基づきまして、実施設計それから測量設計、測量委託ですね、この分につきましては、5月にも指名委員会を開いていただき競争入札、そして6月から発注をしたいという計画でおります。 それから、道路改良事業、それから農業用水の切り替え工事等も必要になってまいります。 それから、あら造成と申しますか、基盤整備工事それから調整池等の築造工事等もございます。この辺につきましても、できるだけ早い時期に発注をしたいというふうに考えております。 しかしながら、実施設計を、今申し上げましたように、実施設計が一番先でございますので、その実施設計の時期により若干遅れは出てくるかと思っておりますけれども、できるだけ年度後半の当初には、その事業に着手をしたいということで、今の時点では考えております。 それから、町営住宅の跡地利用の関係でございますけれども、福島団地と松延団地につきましては、入居者の本移転が済みました段階で、用途廃止する予定ということで、前の議会のときにもお答えをさせていただいたと思っております。 その後の利用計画等につきましては、住民の皆様のご意見を伺いながら、方向性が示されるものと考えておるところでございます。
委員長	河内委員、委員長と言って手を挙げてください。
河内委員	91ページです。 91ページの13節委託料、説明で、委託料の多くをシルバー人材センターに委託していると言っておられましたが、この中のどれ、どれをシルバーに委託しているのかと、一番最後、新規で土木CAD保守管理委託料というのが計上されておりますが、これの内容をもう少し説明をお願いします。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	現在委託しておる分でございます。シルバー人材センターに委託しておる分、10カ所ということで申し上げました。 歴史の里公園、緑とスポーツのふれあい広場、ふるさと公園、三輪南公園、仙道古墳公園、安の里公園、百万池公園。

	都市公園の清掃委託料、この分についてシルバーに委託しておる分でございます。シルバーに委託しておる分は、都市公園の清掃委託等の分でございます。 それから、備品購入費でございますけれども、土木CADを今年導入することにしたしております。金額は、備品で申しあげました105千円でございます。 これは、説明の中でも申しあげましたけれども、汎用性の高いCADを導入することによって、公園の施設設計から維持管理までの図面情報の一元管理ができるというシステムでございます。 管理方法といたしましては、保守契約料が、2台に設置することにいたしております。21千円が必要です。 それと機械をセットアップするための費用といたしまして、1本当たり21千円を予算計上させていただいております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	先ほど課長、この委託料の中の多くをシルバーに委託していると言われていたんですが、都市公園清掃等委託料だけで、都市公園外維持管理とか都市公園樹木等維持管理はシルバーではないんですか。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	多くということで、管理ですね、都市公園の清掃管理の多くはシルバー人材センターに委託しておるということで申し上げたつもりでございました。 それぞれの浄化槽とか、そういう関係の部分につきましては、それぞれの専門業者をお願いしておりますし、それから、高木等の、高い木ですね、その剪定作業につきましては、シルバーのほうで受けていただけませんので、それぞれの造園業者の方をお願いをするという形を取っております。
委員長	川上委員
川上委員	92ページです。 7款5項1目住宅管理費について、質問をいたします。 太刀洗町営住宅ですが、これは、原地蔵、山隈、それからその他の地域の方がお見えになって居住されておりますが。 これは、いつ完成してですね、今、何世帯の方が居住されているのか、まず質問します。
委員長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 太刀洗団地につきましては、建設年度は平成15年から16年でございます。管理戸数60戸でございまして、全員今入居されております。以上です。
委員長	川上委員
川上委員	今ですね、15年から16年ということでございまして、8年以上経過しておるようですが。 実は、この住宅にお住まいの方から、私にもう数年前から相談があってございました。と申しますのが、町営住宅の駐車場、これが未舗装のままということで、なぜうちの住宅だけ未舗装なんですかと。 この方は新町からお見えになって、町営住宅からお見えになって、原地蔵に来てある方なんです。 新町もちろん、前の住宅に住んでおられて、新町も新しくなって駐車場もきれいになっておると。依井もきれいになって駐車場もきれいになっておると。 原地蔵だけが未舗装のままで、なぜうちだけですかねと。もうデコボコで、特にこのような、2月、3月の時期には埃がたって、洗車するのも大変だと。 ほんとロープのようなもので規制されているだけであって、非常に不便だということ

	とで、私も話を聞きます。 このことは、以前から都市計画課に、私は前から個別に話はしていたと思うんですが、それなりに予算計上ができるのかなということで考えておったんですが、まだ今年も計上されておられません。何か問題があるのか、考え方をお伺いします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 旧太刀洗住宅の跡地につきましては、甘木鉄道の駅に隣接しておるということもございまして、町営住宅入居者の方の駐車場と併せて、駅を利用される方も利用されておりますし、それから、大刀洗平和記念館が混み合ったときには、臨時駐車場としての位置付けもなされておりました。 確かにですね、バラス敷きで、雨水が溜まっておるところも見受けられることも承知いたしております。 平成２３年度にですね、うちのほうではなかったんですけども、建設課のほうでバラスの整地作業が行われておりますので、若干の改善は見たかと思っておりますけれども、現在バラス敷きのままになっております。 具体的な検討はまだしておらないんですけども、建設課それから企画課と、関係課と協議いたしましてですね、なるべく早い時期に方向性を示せるようにしたいと思っておりますので、そういうことで回答に代えさせていただきます。
委 員 長	川上委員
川上委員	以前ですね、確かに甘鉄の方の利用者、それから平和記念館の利用者ということで、平和記念館の利用者の方は、今はですね、あれだけ駐車場がありますから、そちらのほうの問題はないと思うんですが、甘鉄の利用者は確かにおられるかもしれません。 しかし、そこら辺の解決はですね、やはり担当課で解決されて、やはり早急な対策を私は必要と思います。 町長にお尋ねしますが、やはり今年、２３年度も補正予算、一生懸命皆さん、課で頑張られてマイナス計上されておるようですが、２４年度の補正予算ででも、何か早期の対策をしていただくような方向性はないのでしょうか、町長、お伺いします。
委 員 長	副町長
副 町 長	今、金子課長が申しました経緯、関係、そういったものを、建設課時代のときに私も十分知っておりますので、私のほうより、今後の問題を含めて回答させていただきます。 先ほど金子課長が申しましたように、あそこの分については、川上委員が仰せのとおり、町営住宅の入居者の方も駐車をしてあります。 しかしながら、あそこの用地については、町営住宅の入居者の方のみの駐車場ではないと。当時建てる時もそのような話をしております。入居者の方には、ちょうどそのときは１５年、１６年ですから三輪町の時代ですけれども。ちょうど私も建設課にありましたもので。 そういうことで、あれについては特にその時点で、南部の構想、南部地区の基本構想、そういったものもありました。 そういうことで、全くまだそういったものをどうするかというのも、まだ未定であったということですね、舗装しておらないというような中で、また、ちょうど国道５００号線の歩道の問題も出てきました。今は完全に歩道がきれいにできておりますけれども。 その代替地として後ろのほうも、その用地がかかった方に提供しようという話の中で、道路そのものも後ろにですね、今度は用地を代替地やった分で道路がありましたから、接してすぐ。その分の道路を、今度は駐車場側に持ってこないかんとい

	うような、縷々問題がありました。 どうにか道路の問題までですね、今、川上委員も現場を見られてお分かりのとおり、裏のほうも道路、4mから5mの道路の整備をして、側溝も整備しております。 そういった中で、ちょうど私も合併後建設課にありましたもので、道路ができて側溝ができればですね、あそこがいつもあふれていたんですけれども、駐車場の水が全部流れてくると。特にあそこはラーメン屋がありますけれども。そういったふうなあふれる問題がありましたけれども。 それがですね、道路ができて側溝ができれば、雨水の関係についても、それがはけるような構造にしています。そういった中で、今後舗装するということは、まだまだいろいろ問題があるようでございますから、そういった問題を含めてですね、今後あの分を舗装するのかどうかと。 いっぺん舗装してもらえば後の利用の問題で出てくれば、またはぐってしなければならないと、二重投資になりますもので。 そういった関係で今まで来ておるということを、まずご理解いただきたいと思います。 そういった中で道路等も整備ができておりますし、あその分は駐車場、さらには大刀洗の入居者の方の駐車場、それから平和記念館の駐車場、多いときにはですね。 そういったものの多面的な利用、さらには他にも利用しなければならない点があるかと思っておりますので、そういったものも含めてですね、今後舗装については検討させていただきたいと思っております。以上です。
委員長	久保委員
久保委員	92ページと93ページにまたがっておりますけど。 多目的運動公園広場と町営住宅、これの工事請負のことで質問いたします。 合併をしまして、今度8年目に入るわけでございます。 そういう中で、特例債事業、ほぼ完了したのかな。あと残っているのが、この多目的運動公園と町営住宅の建て替え。 そういう中にですね、今、地元の地場産業、建設業とか土木業者さん、仕事がなく困っておられます。 今、課長の説明では、競争入札ということでございました。しかしながら、前から町長にもお願いをしておるんでございますけど、地場産業の活性ということで、何とか地元の企業に仕事が回るような施策はないものかという中で、なかなか競争入札というのは、小さな業者は入れない、そういう仕組みになっております。 ぜひですね、地元の仕事が落ちるような、これは最後の事業だと思います。特例債事業、大型ではこの多目的運動公園と町営住宅が最後だと思いますけど、なるだけ地元の仕事が回るような入札のやり方、例えば分離発注するとかですね、たいへん難しいことではございますが、これは、都市計画の課長の答弁にならないかもしれませんが、その点、何らかの方法ができないものか、ぜひお答えをお願いします。
委員長	町長
町長	お答えいたします。 今、議員が申されますとおりですね、下水道事業がほぼ完了しようとしております。この下水道事業の経済効果というものは非常に大きなものがございました。 水道事業がございましたけれども、その繋ぎ等が非常に重要だと思っております。 そういった中で、この大型事業がございましたので、十分地域の産業を活かすという形でですね、進めていきたいと思っております。 一般競争入札ではございませんで、指名競争入札を考えているところでございます。以上でございます。

委 員 長	福本委員
福本委員	91ページの13節の委託料という中で、いわゆる公園の遊具の破損が見られるという説明がありました。 幼児を対象にした遊具等かもしれませんが、これは、要望になりますけれども、今、健康で使う遊具があるそうです。それは、わりと構造的には簡単な遊具だということで、テレビでも紹介がされておりましたけれども、いわゆる幼児を対象にした遊具も必要と思いますし、今後は健康を、やはり主とした遊具を検討されたいかかなというふうに思っております。 それともう1点はですね、百万池の噴水装置ですが、これも百万池については、かなりでき上がって年数が経過してきております。そういった中で、耐用年数等もあろうかと思えます。 私は、噴水は、本当に百万池で心を癒すような役割を示しておるのかなという疑問も持つわけです。 この点も検討されたいかと思えますけれども、この2点について、お尋ねしたいと思えます。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	1点目でございます。 健康器具につきましては、当然、子どもも設置の方向はいろいろ考えておまして、安の里公園にも大人の方が使っていただける簡単な健康器具ということで、2種類設置をしたところでございました。 しかしながら、残念なことに、1個は骨折事故を起こしたということで、今、使えないような状況にしておるところです。 当然、私たちもあの公園に行ったときに、なんで使われんとねと、年配の方からいろいろお尋ねされたこともあるんですけども、考えは持っております。 今後も公園の規模にもよりますけれども、当然、設置についても考えていきたいと考えております。 次に、百万池公園でございますけれども、噴水を設置しております。 一番最初のあの公園の設置のコンセプトがですね、親水公園ということで設置をしたと。前、池があった部分について、どういうふうな公園づくりをやっているかということの計画の中で、親水公園としての位置づけをなされ、それに基づいて池があり、それから噴水があるという形で設置したものでございます。 しかし、もう大方20年近く経ってきますので、今、浄化設備にちょっと問題が生じておまして、今年改修したいということで上げております。 その当初のコンセプトを崩して、新たな方向性を出すかどうかということの、一番本来の問題になりますので、この辺につきましては、十分に検討して工事に当たらせていただきたいと思っております。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	豊穰橋でしたか、その手前に、それこそ健康面を考えた公園があるわけです。 これは、コスモスプラザを建設時に、同時にできたと記憶をしておりますが、本当に、今使っている方はいらっしやらないし、かなり破損と言いますか、そういう状況が続いているように思います。 それで、それこそ万が一怪我をされたり、いろいろあると思うんです。 今後この公園をどういうふうにか、運営していかれるのか。もし、それを健康維持のための公園としてされるのであれば、やはり改善の余地があると思いますし、インストラクター的な方を雇われて、そして高齢者の方向けの健康教室とか、そういうことも考えていかれるべきじゃないかと思いますが、今後の方向性をお尋ねいたしま

	す。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 私のほうからお答えすべきかどうかということも迷って、ここに今立たせていただいておりますわけなんですけれども。 あのスペースと言いますか、公園と言いますか、あそこにつきましては、都市公園の位置をいたしておりませんで、建設課のほうで管理をいたしております公園でございます。 朝、私が登庁する時分にはですね、結構散歩の方が、あの器具を使ってから健康づくりされておるのは見受けるところでございますが、あの器具が破損しておるといような状況、中まで入って私は見ておりませんので分かりませんが、そのところがもしあるとするならばですね、担当課のほうに連絡もいたしますし、それから、管理につきましては、運営方法につきましては、私のほうからはお答えは控えさせていただきたいと思います。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	建設課ということでございますので、しっかり連携取られてやっていただきたいと思いますし、先ほど言いましたように、せっかくあるものだからですね、有効に活用すべきだと思いますし、これは健康課と言いますか、そちらとの関連も合せてやっぱり各課連携し合いながら、有効活用をぜひしていただきたいと思います。 ささくれ立ったような状況になっていると、私は思っております。
委 員 長	河内委員
河内委員	９３ページです。 ２目住宅建設費の２２節補償補填及び賠償金ですが、２，９４０千円、２１戸分という説明で、計算すると１戸当たり１４０千円という計算になるんですが、これは、引越しの費用だろうとは思いますが、かからなかった場合、もうそのまま１４０千円、投げ渡しされるのでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 建設住宅の引っ越し補償費といたしまして、２，９４０千円を計上いたしております。 委員ご指摘のとおり、１４０千円で２１戸分ということで、マックスで計算はさせていただいております。 当然、費用がそれに満たない場合はですね、これが限度額ということで、計上させていただいております分でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	そしたら引っ越し業者の領収書か何かで、その差額の精算をされるのでしょうか。
委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 お見込みのとおりでございます。
委 員 長	石丸委員
石丸委員	９３ページです。 住宅建設に伴いお聞きをしたいと思います。 新町団地、太刀洗団地それから依井二区の井手団地にはすばらしいセキュリティが完備されておりますが、今後の町営住宅建設に伴って、このセキュリティは、すべて完備されるのでしょうか、まずお聞きしたいと思います。
委 員 長	都市計画課長

都市計画課長	お答えいたします。 住宅建設費でございますけれども、できるだけ入居者の後の負担を低くするという意味で、先日の一木委員のご質問にもお答えいたしましたけれども、住居の面積を小さくするとか、いろんな配慮をしたところでございます。 そして、今度夜須地区で建てます住宅におきましては、オートロックシステムとか家の前にガラスブロックを付けて明るく採光とりをするとか、暴風スクリーンをするとか、そういうふうな形ですね、一部必要以上かなと思われた部分につきましては設置をしないという方向で考えております。 しかしながら、高齢者が入居されることが多いということで、エレベーターの設置につきましては、設置をするということで考えておるところでございます。
委員長	石丸委員
石丸委員	私の質問の仕方が悪かったんでしょうか。別に、経費削減の点で質問したわけじゃないんですが。 このセキュリティについては、賛否両論あると思うんですね、うちも井手団地を、新しくああいう3階建てにしたときに論議になったわけです。 どういうことかと言いますと、確かに、それこそ大都市に出してもおかしくないぐらいのセキュリティ完備がされております。ですから、いわゆる外からの防犯ということについては、たいへんな効果を出すと思うんですが。 実はですね、こんなことがあったんです。 昨年、井手団地の3階に住まれた女性です。もちろん家族の方はおられるわけですが、旦那さんと二人暮らしなんですが、年齢は50歳代だったと思います。 旦那さんが仕事に行っている間に、昼間ですが、少し血圧が高かったということで倒れられたんですね、部屋で。 ブザーがあるんですが、動けなかったんですよ。当然、ドアロックをかけております。旦那さんがどんどんやるけれども、開かないということで、確かに中におくことは分かっているんですが、開かないので、消防署に連絡を取って、3階でしたのではしご車をもって来てですね。 そして、たまたまテラスのほうの、ガラスのほうのロックがされてなかったから、そこから入られて救急車を呼んで運んだということもあったわけです。 これはなかなか難しいもので、それが1件あったからどうのこうのということじゃなくて、そういう問題もありますけれども、それよりも私がね、非常にこのセキュリティということについて、もう一面で考えてほしいのは、町の後期基本計画のシンボルの中にもありますように、「おかげさまで」、そういうまちづくりをやっていくんだと。元々依井二区というのは、そういうのがあったんですよ。近所の人に声をかけたりとか、「どげんしよるね、ばあちゃん、元気しとるね。じいちゃん、最近会わんね」云々とかというのはですね、これが我々、うちが住んでいるところの良さだったんですよ。 もちろん筑前町においても、それが良さだということで、そういうまちづくりを進めるという観点からして、ちょっとこのセキュリティの問題は考えてほしいと、そこまでする必要があるのかと。 そこまですたら逆に、そういう人間関係が、今、実際うちはなっております。簡単に行けませんからですね。 そこら辺を含めて、難しい問題かもしれませんが、町長、ぜひですね、今後町営住宅がどんどん夜須地区については建っていくわけですから、そこら辺を含めて、ひとつぜひ検討してほしいと、そういうことです。以上です。
委員長	都市計画課長

都市計画課長	説明が足らんで申し訳ございませんでした。 オートロックにつきましては、当然、建設費の削減も含めておりますけれども、確かにコミュニティが取れないということ、このことも念頭に置きましてですね、コミュニティを充実した町営住宅にしたいということで、オートロックにつきましては、夜須地区に今度建て替える分については、設置をしないということで、実施設計にあたったところでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで都市計画課を終わります。
休憩	
委員長	ここで、休憩します。 10時35分から再開いたします。 (10:25)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:35)
委員長	教育課の予算説明を求めます。 教育課長
教育課長	それでは、予算書について、説明をいたします。時間が限られておりますので、簡潔に説明させていただきます。 それでは、予算書の歳出52ページをお開きいただきたいと思います。 2款5項5目学校基本調査費でございますが、昨年と同額の15千円を計上いたしております。 毎年5月1日現在の幼稚園、小・中学校の園児、児童・生徒数及び教職員数の法定調査で、地方交付税の算定における基礎資料となるものでございます。 次に、64ページをお願いいたします。 3款2項1目児童福祉総務費でございますが、教育課の予算としまして、教育課が入っておりますこども未来館の日常的な維持管理に伴う費用、3,539千円を計上いたしておるところでございます。 主なものとしましては、11節の光熱水費、修繕料及び13節委託料の中で、清掃委託料、警備委託料等が主なものでございます。 次に、96ページをお願いいたします。 9款教育費の説明をいたします。 9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要する経費として、2,754千円を計上いたしております。 次に、2目でございます。事務局費でございますが、128,851千円を計上いたしております。 教育長それから教育課職員の人件費と委託料が主なものでございます。 次に、99ページをお願いいたします。 13節の委託料でございますが、バス運行委託料につきましては、大刀洗・めくばー路線バスの委託料と、三箇山地区児童・生徒通学のためのスクールバス、代替えタクシー代を計上いたしております。昨年の実績によりまして、400千円減額をいたしております。 同じく委託料で、人材派遣委託料につきましては、小・中学校に派遣いたしておりますパソコンインストラクター1名分の派遣費用でございます。 次に、100ページをお願いいたします。 19節のコミュニティスクール指定校補助金でございますが、2,747千円計上

	いたしておりますが、これにつきましては、24年度からすべての小・中学校にコミュニティスクール制度を導入するもので、2年経過いたしました三輪中を除く他の5校につきましては、国の補助金を受けて行うものでございます。1校当たり約550千円を予算化しておりますところでございます。 それから、22節の賠償金につきましては、学校保健であります日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金で、昨年と同額で計上いたしております。 23年度におきましては、24年2月までの発生件数212件で、3,525千円の給付を行っております。 3目私立学校振興費として46,529千円を計上いたしております。私立幼稚園の就園奨励費補助金並びに私立幼稚園への補助金でございます。 就園奨励費補助金につきましては、国から示された単価により計上いたしております。私立幼稚園の就園奨励費補助金の対象者数としましては、合計367人で計算をいたしておりますところでございます。 私立幼稚園の補助金につきましては、1園当たり200千円の5園、5カ所ですね、と1人1,500円掛けるの365名で計上いたしております。 次に各学校の支出について、説明をいたします。 各学校とも目的によりまして、学校管理費、教育振興費、学校建設費に分けて予算化しております。 学校管理費では、学校管理に必要な維持管理費のほか、図書司書業務委託料、用務員業務委託料、給食調理業務委託料などを計上いたしております。 教育振興費につきましては、教材費や学校給食補助、就学援助費などを計上いたしております。 今年度は、中学校の教科書の改訂が行われることになっており、中学校費における教員用の教科書、指導書の経費が増額となっております。 各学校の今年度予算につきましては、財政から示されました配当財源により、各学校の予算のバランスを考慮し編成したところでございます。 それでは、101ページをお願いします。 初めに、三並小学校費の説明を行います。 1目学校管理費として、23,886千円を計上いたしております。前年度より2,461千円の増となっております。 102ページをお願いいたします。 15節工事請負費の校舎工事につきましては、電話機の取り換え工事、校地工事につきましては、昨年12月議会において、一木議員から指摘を受けておりました運動場入口の改修工事を行う予定にしております。 2目教育振興費として5,924千円を計上いたしております。昨年より2,189千円の減となっております。 この減の要因としましては、昨年、教科書改訂があったため、その分が減となったものでございます。 なお、20節の扶助費でございますが、これにつきましては、夜須中を除きすべての学校で、約1割前後の増額となっております。 次に、103ページをお願いいたします。 3項中牟田小学校費でございます。 1目学校管理費として、34,662千円を計上し、昨年より4,573千円の増となっております。 この増の主な理由としましては、11節の光熱水費の中で、上水道の水道代が24年度から発生することの増、並びに105ページの15節工事請負費で、小工事と上げておりますが、上水道の切り替え工事を行うことによる増でございます。
--	--

	次に教育振興費では、8,029千円を計上いたしております。前年対比1,423千円の減となっています。この減につきましては、三並小学校と同じく、教科書の改訂に伴うものでございます。 次に、106ページをお願いいたします。 4項東小田小学校費でございます。 1目学校管理費として、38,874千円を計上いたしております。前年度より1,313千円の増となっております。 増加の要因は、13節委託料の図書司書業務委託料並びに給食調理業務委託料の増によるものでございます。 次に、107ページをお願いいたします。 教育振興費でございます。14,724千円を計上いたしております。前年より6,570千円の減となっています。 これにつきましても、昨年の教科書改訂のほか、小学校2年生の少人数学級対応のための常勤講師を、町単独で配置しておりましたものが、学級編成上、配置の必要がなくなったことによる減でございます。 次に、108ページをお願いいたします。 学校建設費でございます。本年度は0となっておりますが、これは、23年度に第1棟のトイレ改修工事費を計上していたものでございます。 この件につきましては、東日本大震災の影響で、国の補助内示が今年の2月となった関係で、全額平成24年度へ明許繰越手続きを行うことにいたしております。 なお、4月に入札を行い、5月から8月いっぱい工期とし、2学期の開始までには完了する予定にしております。 次に、5項三輪小学校費に入ります。 1目学校管理費として、50,995千円を計上いたしております。前年度より24,502千円の減額となっており、大きく減額した理由としましては、図書司書業務1名分、給食調理業務4名分を民間に業務委託することによる、町職員の人件費の減によるものでございます。 次に、110ページをお願いします。 2目教育振興費でございます。24,255千円を計上いたしております。前年度より3,535千円の減となっており、これは、教科書改訂によるものでございます。 7節の賃金に、常勤講師賃金4,464千円を計上いたしておりますが、これは、小学校2年生の35人学級対応のため、町単独で講師を1名配置する予算計上でございます。 次に、111ページをお願いします。 3目学校建設費、本年度0でございますが、9,413千円の減となっておりますが、これは、ランチルーム北側の屋外トイレを、23年度において建設したことによるものでございます。 112ページをお願いいたします。 6項夜須中学校費でございます。 1目学校管理費87,731千円、前年度対比8,798千円の増額となっております。 この主な増額につきましては、昨年、給食センター解体工事費を行いまして、その減もありますが、増額となりました主な理由としましては、三輪小学校から給食調理の職員が2名転入したことによる人件費の増によるものでございます。 次に113ページでございます。 2目の教育振興費、17,023千円を計上いたしております。前年度より584千円の減となっておりますが、教科書改訂による消耗品の増もありますけれども、生徒
--	--

	用のパソコンがリース期間満了により学校備品となりまして、14節使用料及び賃借料のパソコン借上料、約2,500千円が不要となったことによる減でございます。 114ページをお願いします。 3目学校建設費に5,494千円を計上いたしております。これは、給食センター跡地とテニスコートを一体的に整備する実施設計委託費を計上しているものです。 次に、三輪中学校費に入ります。 1目学校管理費として、39,859千円を計上いたしております。前年度より3,868千円の増額となっております。 主な増加理由としましては、116ページの15節工事請負費に計上しております小工事でございますが、内容としましては、校舎東側通路横のフェンスの改修工事でございます。これが増加の要因となっております。 次に、116ページ、2目の教育振興費として16,272千円を計上いたしております。前年度より2,438千円の増額となっております。 これは、教科書改訂による消耗品費の増、並びに18節備品購入費の教材、クラブ用備品の増によるものでございます。 117ページの下の方、3目でございます。 学校建設費に1,300千円を計上いたしております。 これは、給食棟の調理場を、現在のウェット式からドライ方式に改造するための、増改築実施設計委託費を計上しているものでございます。 次は、125ページをお願いいたします。 9項の文化財保護費でございます。 1目文化財保護総務費として、16,884千円を計上いたしております。昨年より6,678千円の増額となっておりますが、これは、町史編さん事業費を7,529千円計上したことによる増でございます。 127ページをお願いいたします。 埋蔵文化財調査費でございます。1,853千円を計上いたしております。これは、開発行為に伴う発掘調査費用について計上をいたしております。 主なものとしましては、14節の重機借上料が支出の主なものでございます。 同じく3目の文化財補助事業費でございます。25,207千円を計上いたしております。 財源としまして、対象経費の50%が遺跡発掘調査費として国から補助されます。 本年度は、三並地区の柿ノ上、高田林遺跡の報告書の作成と、町内最大級の遺跡であります東小田峯遺跡の報告書作成準備費用、合わせまして18,851千円。それと小隈の窯跡の本格調査費6,356千円を計上いたしております。 歳出の主なものとしましては、7節の整理のための臨時職員の賃金と、13節の地形測量委託料、写真撮影委託料などでございます。 128ページをお願いいたします。 埋文調査受託事業費につきましては、試掘調査により埋蔵文化財調査の必要が生じた場合の調査費用として4,850千円、それと多目的運動公園予定地の調査費用4,185千円を計上いたしております。 主なものとしましては、発掘調査作業員の賃金と、14節の重機借上料などがございます。財源につきましては、すべて受託事業収入の文化財調査委託金でございます。 以上、教育課関係の予算について、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 内堀委員
内堀委員	111ページ、通級学級のことについて、お伺いをいたします。 以前から現場では、要望があったのではないかとというふうに思っておりますけれど

	も。 三輪小学校においての必要性の状況と、他の小学校において、そういう必要性の状況がないのかを、まずお聞きいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員、ご質問のように、通級指導教室につきましては、現在、小郡の大原小学校のほうに、筑前町内から4名の児童がお世話になっているところでございます。 そういった保護者からの要望等もございまして、また、小郡市の事情等もございまして、筑前町で開設の準備というか、県のほうに要望を行っておりますが。 全体的な場所とか、そういった部分で、すべての学校にというわけにはいきませんので、一応三輪小学校を核としまして、三輪小学校に開設をする方向で準備を考えておりますし、また、県のほうにもそういった関係で、要望をしていこうというふうに考えておるところでございます。
委員長	内堀委員
内堀委員	三輪小学校を拠点にということで、全町分を対応したいということですが、この職員配置なり教室の準備、そして今、県に申請中ということですが、この説明書のほうで、県の許可がないとできないということですが、そういった部分が順調に進んでいるのかという部分と、もし許可が下りなかった場合ですね、どういった対応でされるのか、お聞きいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 県に開設を要望する段階におきまして、町のほうとしましては、そういった予算を計上しているか、していないか、そういったところが重要ということで、今回、当初予算に計上させていただきましたが、残念なことにですね、先日、24年度の開設につきましては、県のほうから困難というようなことで、回答があったところでございます。 ただ、町のほうとしましては、また、次に繋がるようにですね、当然、開設するためには、その専門の教師の配置が必要になってまいります、県のほうも外部から移動等で配置するというのは、なかなか困難性があるということで、町内でそういった先生を育成をしていこうというような考え方で、今年度そういった進め方をしておりますし、また、今回予算を上げております中で、準備できるものにつきましては、三輪小学校の教室を順次整備をしていきたいというふうに考えております。
委員長	内堀委員
内堀委員	最初の質問した時点ですね、受け入れ先である大原小学校が、やっぱりその辺がかなり難しくなっているということと、本町でそれだけの要望があるということで、今回県のほうの許可は得られないということですが、町としては対応していく必要があるのか、町単なりで対応できないのかなと。 そのまま、大原小学校がだめだと言っているのに、今後そういったお願いができる部分があるのか、どうですかね。無理であればやっぱり、どうかして町内で対応していかなくちゃいけないという部分もあるだろうと思いますけれども、その辺の考え方について、お願いいたします。
委員長	教育課長
教育課長	通級教室を開設するにあたりましては、それなりの専門の教師を配置することが必要になります。 そういうことで、簡単に町費で開設というのは、まず、ちょっと厳しいということでございます。

	また、小郡のほうの状況としましては、一応今年も受け入れてはもらえるようになっておりますし、表だってだめということは、小郡のほうからは言われておりません。今後準備をしていくというようなことで、町のほうとしても考えていきたいというふうに考えております。
委 員 長	河内委員
河内委員	101ページからずっと各小・中学校に係わることなんですが、就学援助の人数なんですが、夜須中以外は1割程度増ということですが、23年度、各小・中学校どれくらいおられたのが、1点。 それと、生ごみ処理機なんですが、ランチルームに各校備えていたと思っていたんですが、東小田、三並、夜須は、生ごみ処理借上げ代とかが出てきていないんですが、そこはないのか、お尋ねいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 23年度の準要保護等の対象者数ということでございますが、たいへん申し訳ございません、手元に人数を持ち合わせておりませんので、後で報告をさせていただきたいと思います。 ただ、今回説明をいたしましたように、昨今の経済事情等で、確かにそういう対象者の方が増えているということで、1割前後の増加を見込んでおるところでございます。 それから、生ごみ処理機でございますが、これにつきましては、ほとんどがリース契約で導入をいたしております。リース期間が終わりました部分につきましては、無償というか、もう終わった部分につきましては、そのまま使用しているという状況でございますので、予算には計上いたしておりません。
委 員 長	河内委員
河内委員	生ごみ処理機なんですが、三輪小が突出しているんですね。 110ページの三輪小がですね、処理機借上料が537千円、中牟田小学校が180千円、三輪中が86千円と、すごい差があるんですけども。 これは、どうしてこんな差があるんでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、三輪小学校の生ごみ処理機につきましては、昨年ですね、それまで使っておりまして生ごみ処理機が使用不可というか、壊れて使えない状況になりましたので、新たに導入をいたしましたものでございます。 金額の違いにつきましては、その処理能力と容量等によるものでございます。 それから、三輪中学校につきましては、リース期間が終わって、ただ、それを保守するための維持管理ということで、三輪中学校は計上をさせていただいております。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	三輪中の保守管理委託料は、別に53千円出てきています。 夜須中は、昨年ランチルームができて、まだリースとか終わってないと思うんですが、夜須中には処理機は付けていないんでしょうか、お願いいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 一応、全校配置ということで認識をしておりますが、夜須中学校につきまして詳しく把握しておりませんので、後で回答させていただきます。
委 員 長	一木委員

一木委員	99ページでございます。 13節の委託料の中のバス運行委託料について、お尋ねいたします。 予算金額が5,520千円ということで、課長の説明では、昨年の実績により400千円減としているということでございます。 昨年、予算委員会の中で、22年度が6,320千円から23年度が5,920千円ということで、昨年も400千円減額ということでございまして、今年もまた400千円減額ということになっております。 この辺りの実績によるということでございますけれども、このバス運行は、説明では、確かに大刀洗からめくば一経路、また三箇山地区の児童・生徒などということであつたかと思われます。 この予算の400千円減ということでございますけれども、路線関係の、利用をなさっていただいています児童・生徒あたりの、利用者の減少または路線の走行する変更とか、その辺り、また、何人ほどの利用者が、利用が少なくなったとかいうふうな、そういった原因があるのではないかなというふうに考えますけれども、その辺りの状況について、説明を求めたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 このバス運行委託料の中にはですね、甘観のですね、めくば一までのバスの路線の運行委託料と、それから、三箇山地区のスクールバスの代替えによりますタクシーの委託料でございしますが、説明不足ではございますが、甘観に委託をしておりますバスの運行委託料につきましては、金額的には同額でございます。 この400千円減りました部分につきましては、三箇山のタクシーの運行委託料、その部分が減額というふうになったものでございます。 その減額の利用につきましては、これは、毎年入札をしております、入札の関係で減額となったものでございます。 対象の人数につきましては、平成23年度の予算計上時の甘観のバス利用児童数、これは三輪小学校でございますけれども、児童数につきましては、23年度が264名で24年度が296名ということで、若干30名ほど増加をいたしております。 三箇山のタクシー利用につきましては、平成23年度、24年度とも増減がありません、小学校が8名、中学校が3名でございます。以上です。
委員長	田中委員
田中委員	各学校の件でお尋ねいたします。 14節の使用料でございますけれども、下水道使用料という形で、前年度よりも少し下がっているでございます。算定基礎をお願いしたいと思います。 それから、もう1つあるんですが、各学校の給食センターですけれども、旧夜須地区について、給食棟の近くにトイレがないということと、網戸の設置はなさっていただきたいなと思っているんですけど、その点でお尋ねいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、1点目の、下水道使用料の減額について、でございますが。 これにつきまして、まず、減額の1点目は、この下水道の利用が始まりましたのが、昨年、一昨年ぐらいから始まっております、当初は、下水道課の試算による金額等を計上いたしておりました。今回は実績でございます。 それとやはり節水によりまして、水を流せば下水道代がかかるというような意識でですね、各学校に節水を意識付けたということで、減額になっております。 実績ということで、今回計上をさせていただいております。

	それから、給食棟のトイレの関係でございますが、三輪小学校につきましては、昨年ですね、ちょっといろいろ要望等もありまして設置をいたしました。 夜須地区につきましては、給食棟の中にトイレは設置されておりませんが、校舎に隣接しております関係で、校舎で利用ということで、各学校とも利用のうちに、指導をしていただくようにしております。 網戸の件でございますが、衛生管理上ですね、網戸は、当初設計の中であんまり考えていなかったんじゃないかなと思いますけれども、中牟田小学校につきましては、今、網戸がついております。 あと東小田、三並については、冒頭申しましたような、そういう衛生上の問題ですね、網戸は設置されていないというふうに考えております。 今後どうするかということにつきましては、学校現場等々と十分検討していきたいというふうに考えております。
委 員 長	田中委員
田中委員	ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思っております。網戸の関係はですね。それから、トイレについてですけれども、私も議員の中で報告会等をランチルームでさせていただいたおりにですね、どうしても校舎の中に、夜でございましたので、校舎の中に入ってトイレを使用させていただくような状況だったものですから、そういう件がございまして、今回質問をさせていただいております。 今後、ご検討をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 多目的利用の想定が、設計段階のおりになかったということかな、というふうに思っております。 経費の問題等もありますので、そういったところにつきましては、また、検討させていただきたいと思います。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	お尋ねをいたします。 111ページの三輪小学校の20節の扶助費の件でお尋ねいたします。 これは、小学校4校、中学校2校、いずれも扶助費が組んでありますが、要保護、準要保護の児童の援助とありますが、大体1人頭いくらぐらい援助をされておりますか、お聞きをいたします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 具体的にはですね、それぞれ個人個人によってですね、例えば修学旅行費とか、それから給食費とか、それぞれ個人によって変わりますが、一応予算計上をですね、上限ということで、計上させていただいております。 一応73,980円ぐらいから、下のほうは55千円ぐらい、大体年間ですね、大体そのくらいの金額になるのではないかと考えております。 それから、要保護につきましては、生活保護の関係で、そういう制度等がございまして、要保護につきましては15,200円程度ということになっております。以上です。
委 員 長	栗野委員
栗野委員	ただ今の件で、再度お尋ねをいたしますが。 小学生、中学生で差はありますでしょうか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	やっぱり小学校と中学校では、その教材というか、そういった学校の費用が変わってきますので、当然、金額が変わってきます。 先ほど申し上げましたのは、小学校の、三輪小学校を例にとって出しておりますが、今度は中学校のほうでございます。 1年生で最高97,700円、2年生で119千円、3年生で75千円、それから要保護がですね、44,500円というようなことで、金額が上がっておりますのは、例えば修学旅行費等の費用等が高くなるということで、上がっているものでございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	2点にわたってお尋ねいたします。 大震災以降、安心・安全についての意識はたいへん高まっているわけですが、学校で防災訓練等行われているわけです。 そういったときにですね、特に関東のほうの模様を見ていましたら、もう常に揺れ動いている状況でありますので、子どもたちは防災頭巾、そして先生たちはヘルメットを着用しての、グラウンドに集合するとか、そういう模様が映し出されているわけなんですけれども。 そういったことで、やはり無防備でそういう、何事もないのが一番いいことなんです。訓練をするにしてもですね、やっぱりヘルメットもないような、先生たち、状況だというふうに思っております。 そういったことで、やはり姿形じゃないですが、そういつてヘルメットをかぶって実行するという点において、やっぱり訓練における緊張感と言いますか、意識の高まりと言いますか、そういったことも培われていくのじゃないかなと思いますので、そういったことを必要じゃないかと思っております。見解を伺います。 それともう1つ、126ページ、焼ノ峠古墳の草刈り委託料、水路敷設工事が予算化されております。 先日、これは、産建委員会で一緒に視察をさせていただいたんです。多目的運動公園広場の窯跡と同時にですね、その焼ノ峠、本当にすばらしい景観と言いますか、四方を見渡せて。 そういったことで、しっかり整備をなされておりますが、これを、じゃあどういうふうに関光なり、まちづくりなりに活かしていくのかということが求められるんじゃないかと思ひます。本当にすばらしい景観だなと思ひました。 これが、教育課が直接そういったところまでするのかというふうにはならないのかなと思ひますが、やはり各担当課同士連携を取り合つてですね、今後のまちづくりに向けて推進していく必要があると思ひます。 多目的運動公園も工事が始まりますし、この窯跡等含めて、今後の方針なりをお尋ねしたいと思ひます。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、防災訓練等の防災頭巾、ヘルメット等の着用について、ということでございますが、現在、実態に応じて、そういった訓練を行っております。 現時点におきましては、そういった形までの整備というか、そういった部分につきましては、今のところ考えておりません。 それから、焼ノ峠古墳につきましては、今後整備されます多目的運動公園用地内に、西日本有数の窯跡があるということから、そういった整備と併せ、また、花立山一帯がですね、南側には小郡のそういった施設というか、貴重な史跡等もござひますので、その花立山一帯をですね、小郡市辺りとも広域的に連携しながらですね、そういった

	活用を図っていったらというふうに考えております。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	防災訓練におきましての、そういったヘルメット等の着用と言いますか、そういったこと、現場の先生方の意見も十分に聞かれて、対応していただきたいと思います。 それと焼ノ峠古墳と、周辺の窯跡等の今後の活用方法におきましては、これは、教育課だけではできないことだと思います。 やはり各課の連携、また、まちづくりとしての方向性ということも鑑みまして、考えていかないといけないと思いますので、大きな課題ではないかと思いますので、今後に委ねたいと思います。期待をしておきます。
委 員 長	久保委員
久保委員	資料で行きます。19ページですね。 夜須中学校の学校建設費と三輪中学校の学校建設費、この2点で質問をいたします。 夜須中学校の学校建設費5,494千円が計上されております。これは、給食センター跡地の整備による跡地利用の設計だと思いましたが、この利用計画の内容とですね、その後の建設の時期、この説明を、まずお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、夜須中学校の件でございますが、今年当初予算に、説明申し上げましたように、整備のための実施設計の業務委託料を計上いたしております。 今年十分に設計を練りまして、計画としましては、25年度の工事というふうな計画をいたしております。 内容につきましては、既存のですね、今ありますテニスコート、給食センターに隣接しております既存のテニスコート、それから自転車置き場、そういったところを一体的に整備をしていきたいというふうに考えております。
委 員 長	久保委員
久保委員	一応確認という感じでお聞きしたんですが。 そのテニスコートの横に細い道がございます。住宅地の間にですね。 その細い道は防災の関係から見ますと、たいへん危険でございますが、その辺の整備も考えてあるのか。 もう1点が、今度は三輪中学校ですね。 学校建設費の1,300千円、これは、調理室のドライ方式化ということで、先ほど伺いました。 その前の議会のときに、給食棟の照明が暗いということで、このドライ方式化をするときに、併せてという言葉もございました。あの照明の件もどうなっているのか、説明をお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 夜須中学校のテニスコート南側の道路につきましては、建設課のほうで改良の計画がございます。3mを5mに拡張するというようなことで、今回の夜須中学校のグラウンド、テニスコート、それから給食センター跡地の整備と併せてということで、学校敷地のほうを少しバックするというか、下がるみたいな形で計画を、建設課と協議しながら計画していこうというふうに考えておるところでございます。 それから、三輪中学校の給食棟の改築の関係でございますが、これにつきましては、元々三輪中学校のランチルームにつきましては、建設が早かったということで、O-157の発生する前からできておったということで、ウェット方式になっておりまし

	て、保健所のほうからいろいろ指導を受けておる関係で、今回改造する予定にしております。 議員、ご質問の照明につきましては、その中で設計を行っていきたいというふうに考えております。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これで教育課を終わります。 生涯学習課の予算説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の予算の説明をいたします。 117ページをお開きください。 8項社会教育費、1目社会教育総務費120,574千円です。昨年度より6,558千円の増となっております。 社会教育総務費の主な経費は、嘱託職員それから社会教育指導員、地域活動指導員等の報酬及び社会教育関係団体の補助金などが主な経費となっております。 今回、6,558千円増となっておりますけれども、これにつきましては、職員の人件費関係の増が8,440千円ありまして、実質的な社会教育の経費、人件費以外の経費につきましては、1,882千円の減となっております。 その減の主なものといたしましては、昨年度は備品購入費が計上されておりました、公用車の購入があつておりましたので、その分が減ということになっております。 その他の経費につきましては、ほぼ例年どおりの計上となっております。 続きまして、119ページでございます。 2目めくばーる学習館費、めくばーるの施設全体の管理費等もこの中に含まれております。32,085千円ということで、昨年度より5,502千円の減となっております。 主な減額の理由といたしましては、修繕費等の減でございまして、昨年度はホールの空調機器のオーバーホール等の修理がございましたので、その点で需用費のほうがですね、18,728千円計上いたしておりますが、この部分が約、昨年と比べまして、5,208千円減になっておるところでございます。 12節役務費以降につきましては、ほぼ例年どおりの金額で計上させていただいております。 次に、120ページ、3目公民館費です。 主なものは、公民館長の報酬、青少年健全育成のための各種体験活動あるいは自治公民館活動等の支援のための経費でございます。11,449千円で、昨年度よりも9,222千円減額となっております。 この減額につきましては、121ページの19節負担金補助及び交付金が4,349千円ですけれども、この中の自治公民館等コミュニティ整備費補助金というところで、今回は3,338千円計上させていただいておりますが、昨年度はこれより9,172千円ほど多い数字で計上させていただいておりました。 昨年7つの公民館の整備費の補助をいたしましたけれども、今回は久光区と東小田上区の2カ所への補助金を計上させていただいております。 続きまして、4目公民館支館費です。3,454千円で、166千円の増です。 主に公民館支館の維持管理費ですけれども、修繕料が少し多く計上させていただいております。 これにつきましては、公民館の高圧ヒューズの取り換え等の修繕がありますので、その分を増額をいたしておるところでございます。 続きまして、122ページ、5目コスモス図書館費でございます。35,111千円、昨年度比10,888千円の増でございます。これは、図書館の業務委託の増、

	それから、図書資料の購入費等の増でございます。 13節委託料のところに図書館業務委託料ということで、23,329千円ということで、昨年度よりも7,777千円の増でございます。 それから、18節の備品購入費6,500千円、図書資料の購入ですが、昨年より4,500千円の増でございます。 6目のめくばーる図書館費につきましても、34,726千円計上させていただいておりますが、コスモス図書館費と同じようにですね、約10,000千円の増でございます。これは、先ほど申し上げましたような、図書館の業務委託費の増と図書資料の購入費の増が主な要因でございます。 1節報酬で、子ども読書活動推進協議会を新しく設置するということで、報酬を計上させていただいております。24年度に、子ども読書活動推進計画を策定いたしますので、そのための協議会の設置でございます。 続きまして、123ページです。 13節の委託料ですが、25,839千円ということで、8,134千円昨年度よりも増えておりますけれども、先ほどコスモス図書館でも申し上げましたように、図書の業務委託等の増でございます。 それから、18節備品購入費につきましては、5,000千円計上させていただいております。昨年度よりも4,109千円増でございます。 続きまして、124ページですが、7目同和教育推進費13,363千円で、前年度比354千円の減でございます。 同和教育推進費につきましては、主に人権フェスタ、人権セミナー、解放子ども会活動、人権・同和教育推進協議会の負担金等が主な経費でございまして、ほぼ例年と変わらない予算を計上させていただいております。 次に、125ページ、8目の文化振興費です。17,031千円で1,413千円の増です。 町民ホールの舞台照明の修繕、それから自主文化事業等の増による経費の増でございます。 13節委託料の自主文化事業委託料につきましては、5,500千円計上させていただいております。 本年度も講演会、それから毎月のマンスリーコンサート、文化まつり、それから映画の上映会等の経費として5,500千円計上をさせていただいております。 次に、飛びますが、129ページをお開きください。 10項保健体育費、1目保健体育総務費です。9,212千円で、昨年度比2,201千円の増です。 増の原因といたしましては、スポーツフェスタ事業の委託料の増ということで、13節委託料のところに、スポーツフェスタ事業委託料1,800千円を計上させていただいておりますが、このスポーツフェスタは、ソフトボール大会、マラソン大会、ビーチボールバレー大会等の事業を実施しておりますが、そういった事業の中で、スポーツの活性化を図るために、ゲストを呼んでスポーツのより普及、それから推進を図るために、そういった事業を行うということで、昨年より1,500千円ほど多く計上をさせていただいております。 次に、130ページです。 2目体育施設費27,572千円、体育施設の維持管理費等でございますが、昨年度より2,711千円減額となっております。主なものは、修繕費等の減でございます。 需用費の修繕費ということで、本年度は2,000千円計上させていただいております。
--	---

	ます。昨年度は4,000千円ということで、2,000千円減っております。 昨年は、グラウンドの照明関係の修理、あるいはトレーニングセンターの照明関係の修理等がございましたので、その分今年は減額ということになっております。 以上で、生涯学習課関係の予算の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	2点あります。 1点目が、122ページ、123ページ、各々の図書館の委託料の中の、122ページは上から2段目、TRCマーク委託料1,074千円、コスモス図書館。めくばーる図書館が478千円で、倍以上違うんですが、その説明をお願いします。 それともう1点目は124ページ、7目同和教育推進費の中の13節委託料、下の集会所管理委託料540千円支払いになっておりますが、これは、どこに払っているのか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、図書館のTRCマークの分ですけれども、これについては、コスモス図書館が、計上が1,074千円で、昨年度よりも371千円増えております。 また、めくばーる図書館のほうで、今年度は478千円で、昨年度よりも360千円増額でございます。 このTRCマークの委託というのは、それぞれ本を購入したり、DVDとかCDとかを購入した場合にマークを付けるわけですが、それが、図書の資料の購入が多くなれば、それだけこのマークの委託料も増加をいたします。 ということで、昨年は、22年度から23年度に繰越明許した図書購入費が、2館合せて約2,000万ほどございましたので、実際に計上した、23年度の予算として計上した図書購入費が、非常に昨年は少なかったんで、今年は本来の図書購入費に戻ったからですね、そういうことから、このTRCのマーク委託料が増加したという形になっておるところでございます。 次に、もう1点の同和教育推進費の委託料の集会所管理委託料ということでございますが、これは、一木集会所の管理の委託料ということで、月額45千円の12月分ということで、540千円計上させていただいておるところでございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	1点目なんですが、それぞれ図書購入、6,500千円と、めくばーるが5,000千円で、そんなに倍も変わらないんですけど、何でそんなTRCマークの委託料が倍になるのか、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 TRCマークの委託料の中にですね、コスモス図書館のほうにつきましては、電算関係の使用料と言いますか、本館のほうにしかない、要はそのマークを読み取ったりする機械とかがありまして、その使用料的なものがこの中に含まれるので、単純に比較すると、コスモス図書館のほうが高くなっているような形ですが、その部分が入っているというところで、そういう計上になっております。
委員長	河内委員
河内委員	今、電算システムなどの使用料が、この委託料の中に入っているということですが、使用料だったら14節の使用料及び賃借料のほうに入れないといけないのではと思うんですが、お尋ねします。
委員長	生涯学習課長

生涯学習課長	お答えいたします。 先ほどのパソコンがインターネットに繋がっておりまして、その使用料も込みで、すべてをこのTRC、図書館流通協会のほうに委託をしておりますので、その関係上、一本で委託料のほうに組んでおるところでございます。以上です。
委員長	田中委員
田中委員	118ページの件でお願いいたします。 成人式の件でございますけれども、集合写真等はどちらに計上されてあるんですか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 報償費に、成人式記念品及び謝金ということで、630千円計上させていただいております。今回、1,800円の350人分ということで計上させていただいております。 この成人式記念品の、1人当たり1,800円の中に写真代も含めて計上をさせていただいております。
委員長	田中委員
田中委員	これはお願いでございますけれども、平成19年か20年かの子どもたちがですね、集合写真がないんですよ。撮られてない、そのときだけがですね、1年間だけ。前後についてあるんですけれども、非常に思い出がないということでございますので、どうかひとつ検討していただきたいなと思ってますけど、いかがでしょうか。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	その年にですね、なぜ成人者の写真が撮られなかったというのは、私、直接聞いてないので、承知してないんですけれども。 また、再度成人式をするということもですね、非常に難しいかと思えます。 経費といたしましてはですね、記念品自体の経費はそんなに変わってはないかと思えますので、その分は何かの部分で、その記念品を贈ったのではないかなというふうには想像するわけですが。 すぐ、どうできるかというのはですね、非常に難しいというふうに思っておるところでございます。
委員長	田中委員
田中委員	内容については、そこまで私も聞いていませんけれども、やっぱり思い出という形でございますので、何かの形で写真が撮れたらなというふうに思った次第でございます。機会があればよろしくお願ひしたいと思えます。
委員長	山本委員
山本委員	ページで言えば119ページと125ページ、12節ですね、互いに12節になりますけど、ピアノ調律手数料というところがありますが、119ページのほうは26千円で、125ページ、12節、100千円。 何台と言いますかね、ピアノは。何基分なのか、若しくはピアノの保管してある空調設備代も入っておるのか、若しくは何台分のピアノの手数料かというのをお尋ねします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、119ページのピアノ調律手数料26千円につきましては、めくばーの学習館の2階にありますOA研修室に置いておりますアップライトのピアノ1台分の調律手数料でございます。 それから、125ページにつきましては、町民ホールのロビーと、それからホール

	の中ですね、舞台のほうにありますグランドピアノの2台分の手数料ということで、ご理解いただきたいといふうに思います。
委 員 長	山本委員
山本委員	今の説明で分かりましたけれども、アップライトピアノの調律は、金銭的なことを申し上げますけど、もう少し安くならないのかなという部分がありますけれども、どんなでしょうか。平均的にそういう価格、ちょっと高いような気がいたしますけど。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	一応、予算に計上するこの金額につきましては、見積りを取りまして、予算を計上した金額でございます。 実際にお願ひするときには、また落ちることも考えられると思います。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようですので、生涯学習課を終わります。 これで、歳出を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をいたします。 1時から再開いたします。 (1 1 : 5 6)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 3 : 0 0)
委 員 長	午前中の河内委員の小学校要保護、準要保護と生ごみ処理の関係で、教育課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 教育課長
教育課長	2点回答を保留しておりました件につきまして、お答えをさせていただきます。 まず、準要保護、要保護の受給人員の関係ご質問でございます。 平成23年度の実績としまして、準要保護でございます。小学校が113人、中学校が71人、合わせまして184名でございます。 要保護が、小学校2名、中学校5名、合わせまして7名、トータルの、要保護、準要保護としましては、191名でございます。 次に、生ごみ処理機の関係でございます。 私、町内すべての小・中学校にですね、生ごみ処理機が配置されているというような認識をしているという回答をしておりましたが、実際はですね、設置しておりますのは、中牟田小学校、三輪小学校、三輪中学校の3校で、他の三並小学校、東小田小学校、夜須中学校については、設置をしていないという状況でございます。 その設置していない主な理由としましては、残さと言いますか、残飯類の関係が少ないということで、設置をしていないということでございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	それでは、上がってないのは、もうリースが終わったという回答は、無効だということですね。 東小田、三並、夜須、それぞれ残飯は、どこで処理をされているんですか。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 まず、葉っぱ類というか、材料における部分につきましては、うさぎ等の餌等にやっているという部分で、あと残飯関係ですね、残さ関係ですけど、こういったのは生ごみとして、可燃ごみとして出しているということでございます。 ちなみに夜須中学校で、大体1日45リッターの袋をですね、2袋以内ぐらいとい

	うことでございます。以上です。
委 員 長	それでは、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、歳入の説明をしたいと思います。 歳入については、全員協議会及び予算概要で、主な点について説明をしておりますので、なるべく重複しないように、簡潔に説明をしたいと思います。 予算書の10ページをお開きください。 1 款の町税でございます。4年ぶりの増額で、総額として2,903,485千円を計上しておるところでございます。 個人町民税が約46,000千円、たばこ税が約42,000千円の増額でございますが、固定資産税が評価替えで、特に家屋の分と聞いておりますけれども、約86,000千円の減ということでございます。 2 款の地方譲与税でございますけれども、平成23年度決算見込みと国の地方財政対策の自動車重量税見込みに対応しての、若干の減額で計上しておるところでございます。 3 款の利子割交付金から12ページ、8 款の自動車取得税交付金まで、23年度の決算見込みで予算計上をしておるところでございます。 一番下にあります国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。太刀洗通信所の交付金でございますけれども、昨年同額で見込んでおるところでございます。 13ページ、10 款の地方特例交付金は、12,000千円の減額でございますが、大きな要因は、児童手当及び子ども手当に関する交付金の減少分でございます。 地方交付税でございます。 国の地方財政対策で0.5%増額されておりますので、推計で約338,000千円増額の3,952,906千円を計上しておるところでございます。 留保財源として、ここで200,000千円を予定しておるところでございます。 12 款でございますけれども、昨年並みで計上いたしております。 13 款から分担金及び負担金でございますが、それぞれ説明に記載の事業の分担金ですから、説明を省略いたしますけれども、1 項の農林水産費分担金、この県営ため池等整備分担金でございますが、これにつきましては、大村ため池と熊坂ため池の分担金でございます。 その下の、地域水田農業再編緊急整備事業の分担金は、暗渠排水事業の分担金でございます。 2 項の負担金でございますけれども、保育料を、昨年より約500千円程度増額の、120,019千円を計上しておるところでございます。 次に、14ページに進みまして、14 款の使用料及び手数料でございます。 1 項使用料、2 目総務使用料の大刀洗平和記念館入館料は昨年より21,600千円減の54,000千円を計上しておるところでございます。 次に、7 目土木使用料でございますけれども、住宅使用料でございます。 昨年とほぼ同額の75,763千円を計上しておるところでございます。 次に、15ページの2 項4 目の衛生手数料でございます。 ごみ収集手数料がございますけれども、これは、ごみ袋販売収入でございますが、これも昨年とほぼ同額の63,150千円を計上しております。 次に、16ページから15 款国庫支出金でございます。 それぞれ説明欄に事業名を記載しておりますし、歳出の中で主要な補助金については、各課から説明をしておりますので、主なもののみ説明をしたいと思います。 1 項3 目6 節でございます。子ども手当国庫負担金を計上しております。363,888千円を計上いたしておるところでございます。

	次に、17ページでございますけれども、2項7目2節でございます。 道路整備費補助金の、ここには社会資本整備総合交付金でございますが、この中には南北線と篠隈地区の旧まちづくり交付金、それから橋梁長寿命化計画策定の交付金が、ここに計上されておるところでございます。 次の5節の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金でございますが、公営住宅建設と、それから住宅用太陽光発電システム設置事業の交付金がこの中に入っておるところでございます。 次に、6節の公園整備費補助金の社会資本整備総合交付金でございますが、これは、ふれあい広場整備事業と多目的運動公園整備事業の交付金でございます。 18ページからでございますけれども、16款の県支出金でございます。 ここでも1項3目、8節に子ども手当負担金、県負担金76,538千円を計上しておるところでございます。 19ページでございます。 2項3目、2節の児童福祉費補助金の保育施設整備等補助金でございますけれども、ここに、68,698千円を計上しておりますが、これは、民間保育所建設等の補助金でございます。2分の1の補助でございます、町が4分の1をプラスして交付することになります。 少し飛びまして、ずっと横に書いておりますのでお分かりだと思いますが、22ページでございます。 17款財産収入でございます。 各種基金利子がございます。約6,000千円増の32,925千円を計上しておるところでございます。 23ページでございます。 19款2項の基金繰入金でございますけれども、総額548,127千円を計上しておるところでございます。 それぞれ内容につきましては、ここでも基金名等書いておりますが、事業名等も含めて、全員協議会資料で示しておりますので、内容等については、省略をしたいと思います。 20款から21款の諸収入でございますけれども、説明書にそれぞれ詳しく事業名等が書かれてございますので、説明は省略したいと思います。 次に26ページでございます。 町債でございます。総額でございますが、前年対比9,200千円減の1,162,200千円を借りる予定でございます。 これにつきましても、内容等については、全員協議会資料で詳しく説明しておりますので、内容については省略をしたいと思います。 以上で、歳入の説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 福本委員
福本委員	基金利子について、お尋ねしたいと思います。 確かに基金の数が、一般会計で12基金ございます。全部合わせますと、16ばかりあるということでございますが。 あまり基金を分散した形で、蓄えと言いますか、貯金をするということは、利子の関係で差が出るのではないかなというふうな思いをするんですけども。 これが、例えば財政調整基金という形で、絞った数で基金を貯金しますと、利子が増えるんじゃないかなというふうな思いがしますが、その点の判断の違いと言いますか、その点について、お分かりになればお答えいただきたいと思います。

委 員 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 予算概要でも説明申し上げましたけれども、元金に案分して、利息は積み立てておりますので、そう複雑でもございませんし、元金が多ければ利息も大きいということでございます。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第 18 号「平成 24 年度筑前町一般会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第 18 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第 18 号「平成 24 年度筑前町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	議案第 19 号「平成 24 年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	国民健康保険事業特別会計でございます。 まず、1 ページ目をお開きいただきたいと思います。 平成 24 年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額を 3, 415, 941 千円とします。これは、対前年度比 2. 3% の増ですけれども、23 年度補正予算(第 5 号)と比較しますと、1. 2% の増でございます。 第 2 条ですが、歳入の最高限度額は、50, 000 千円とさせていただきたいと思います。 第 3 条第 1 号は、人件費に過不足が生じる場合、款内が流用できるという規定でございます。 第 2 号につきましては、保険給付費に過不足が生じる場合、款内の流用ができるという規定でございます。 続きまして、予算の概要でございますけれども、平成 24 年度の国民健康保険事業特別会計の特徴としましては、23 年度赤字が予想されますので、24 年度からの繰上充用が必要になるということです。 これにつきましては、決算確定と同時に補正が必要となりますので、専決させていただくことになると思います。 また、国民健康保険税につきましては、昨今の経済状況の下で、税率アップが困難との判断から、23 年度見込み相当額を計上いたしております。 24 年度も赤字が予想されますので、歳出につきましては、できる限り実績をもとに、ぎりぎりの予算を計上しているところでございます。 歳入につきましては、国庫支出金に対する期待も含めまして、赤字分を国庫支出金の上に上乗せしたものとなっています。 国保会計につきましては、大きな支出のほとんどが制度により義務付けられた支出でありますけれども、8 款の特定健診について、本年度の特色を持たせています。

	一押し事業にも上げて、特定健診の充実を図りたいと思っています。 内容につきましては、事項別明細のほうで説明したいと思います。 それでは、歳出でございますけれども、14ページをお開きいただきたいと思ひます。 1款1項1目一般管理費は、2節から4節までは6名分の人件費でございますが、昨年度まで7名でしたけど、1名が育児休暇ということで、ほぼその分が減額になっています。 ただ、1款の中で、代替職員分で1節報酬と旅費の費用弁償が増額になっています。 また、委託料で、保険証のカード化に伴う委託費が新規に増額となっております。 次に、15ページでございますけれども、2目連合会負担金につきましては、昨年同様でございます。 同じく2項1目の賦課徴収費も、ほぼ昨年同額でございます。 3項1目運営協議会費は、昨年同額でございます。 次に、15ページから16ページにまたがりますけれども、2款1項から3項につきまして、23年度に退職者医療への移行者が多く、その結果23年度の、今現在、一般被保険者の医療費はわずかではありますが、昨年同時期と比較して減少しているというような状況でございます。 退職者医療は大幅な伸びを示しています。ただ、退職者医療は、支払った費用から退職者の税相当分を差し引いた額が療養給付費として交付されますので、国保の会計としてはほとんど影響がないというようなことで、対象者の把握や勧奨に努めております。 次に、2款1項から3項でございますけれども、直接医療費に関する支出でございます。 トータルしまして、一般被保険者分は0.39%の伸びを見ています。また、退職者分につきましては、先ほど申し上げましたような事情から、15.35%と大幅な伸びになっています。 ただ、23年度の最終の予算と比較しますと、0.5%の減でございます。 次に、2款3項から5項までは、昨年同額を計上しております。 次に、17ページでございますけれども、3款1項1目と2目でございますけれども、後期高齢者支援金、後期高齢者事務費拠出金ですが、社会保険診療報酬支払基金に支払うものですが、基金が示した単価により計上しております。項全体で8.7%の増でございます。 次に、18ページでございます。 4款は、前期高齢者納付金でございますが、ほぼ23年度同額でございます。 続きまして、5款1項老人保健拠出金につきましては、23年度から請求が来っていないということで、24年度については計上をいたしておりません。 6款1項1目介護納付金ですけれども、先ほどの社会保険診療報酬支払基金に支払うわけですが、これも基金が示した単価により計上いたしております。8.2%の増でございます。 次に、7款1項共同事業拠出金ですけれども、1目から4目は高額な医療が発生した場合に、拠出された中から分配を受けるというような制度で、保険者間の均衡を目的としたものでございます。 1目の高額医療費拠出金は800千円以上の医療費を対象とし、2目の保健財政共同安定化事業拠出金は300千円以上の医療費を対象とした制度で、国保連合会の試算により計上しておりますが、1目高額医療費拠出金で7.6%の増、2目保険財政共同化安定事業が1.1%の増でございます。 3目、4目につきましては、その事務費に対する拠出金でございます。
--	--

	次に、19ページでございます。 8款1項1目、全協の中で説明しておりましたとおり、特定健診受診率向上計画を作り、24年度の予算としましては、対象者の増加を勘案して38%ほどの受診率で予算化をしています。 ただ、受診者が増加しますと、当然として要指導者も増加します。重症化している人への徹底指導を図るために、一部積極的支援者に対する指導を、検診会社に委託するための予算を、13節委託費に3,000千円ほど計上いたしております。 8款2項1目疾病予防費でございますけれども、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上していますが、877千円の減額でございます。 通信運搬費とレセプト点検費用の減額でございますが、これは、23年度見込みに合わせた減額でございます。 続きまして、20ページでございますけれども、8款2項1目健康づくり推進費は、多受診者に対する訪問指導の経費で、1節から4節は、訪問指導の保健師等の人件費でございます。ほぼ昨年と同様でございます。 次に、9款1項1目国民健康保険給付費支払準備基金については、科目保全でございます。 次に21ページ、10款1項1目利子につきましては、一時借入に対する利息でございます。 11款1項1目及び2目は、一般被保険者、退職被保険者への国保税過年度還付金でございます。 3目については、科目保全でございます。 12款1項1目予備費については、20,000千円でございます。 続きまして、歳入でございます。 8ページでございますが、1款は税ですけれども、23年度の実績見込額程度ということで計上をいたしております。 23年度の当初予算と比較しますと、1目の一般被保険者分につきましては、ほぼ昨年同額でございます。 2目につきましては、先ほど歳出のところでも触れましたけれども、退職被保険者数の伸びを勘案して、18.5%の伸びを見えています。 次に、9ページでございますけれども、2款1項1目督促手数料は、23年度と同額でございます。 3款1項1目療養給付費負担金は、療養給付費の2分の1が公費負担されるもので、24年度から前期高齢者交付金を除いた額の、国が32%、23年度までは34%でございました。その分を県が財政調整交付金として9%、23年度までは7%でございます。残り9%が、国の財政調整交付金で交付されます。14.6%の減でございます。 23年度も同様でしたけれども、赤字分を国庫補助の増額を期待して、この項で調整しておりますので、大幅な減となっているような次第でございます。 2目高額医療費共同事業負担金は、国保連合会の試算で計上いたしておりますが、国が4分の1を負担するもので、7.6%の増でございます。 3目特定健診負担金は、基準額の3分の1ずつを国、県で負担するもので、2.5%の減でございます。 3款2項1目財政調整交付金は、先ほど説明しました9%分ですけれども、6.7%の減でございます。 2目出産一時金補助金は、23年度まで本来の給付額380千円と、国が420千円に増額した分の差額の40千円の2分の1を補助されるものでしたけれども、420千円が基本額ということになりましたので、24年度からなくなります。
--	---

	4款1項1目療養給付費交付金は、退職者の支出から税を差し引いた分が交付されますけれども、23年度の見込額を参考に計上しておりますけれども、23年度から退職者の増加に伴い医療費も増加し、24年度増加が見込めますので、10.9%ほどの伸びを見込んでいます。 10ページの5款1項1目でございます。 前期高齢者交付金は、2年後に精算があるというような制度でございまして、23年度ではマイナスの精算金が相殺されたため、かなりの減額がありましたが、24年度はプラスの精算が期待できるため、34.5%の大幅な増を見込んでいます。 6款1項1目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの国費同様、拠出金の4分の1を県が負担するもので、7.6%の伸びでございます。 2目特定健康診査等負担金も国費同様3分の1を県が負担するもので、2.5%の減でございます。 6款2項2目財政調整交付金は、医療費に対する県が負担する9%分で、実績に応じた額を計上いたしております。15.8%の伸びを見込んでいます。 7款1項1目高額医療費共同事業交付金は、800千円以上の医療費が発生した場合、その医療費を共同で処理するための制度で、そこから交付される交付金です。 これも連合会の試算に基づき計上いたしております。14.3%の減でございます。 次に11ページ、保健財政共同安定化事業交付金は、300千円から800千円の医療費に対して行われる制度で、その交付金です。同じく連合会の試算により、8.1%の減でございます。 8款1項1目利子及び配当金は、科目保全でございます。 9款1項1目の繰入金の1節から5節につきましては、法律で定められた繰入金でございます。 7節につきましては、法定外の繰り入れでございます。昨日、一般会計のほうで説明した内容ですが、昨年と同額でございます。 12ページ、10款については、科目保全でございます。 11款につきましては、1項1目及び2目は一般被保険者、退職被保険者の税の滞納に対する延滞金でございます。 4項1目は、一般被保険者第三者納付金で、交通事故などで国保が立て替えて支払った分を、加害者から納めていただくものでございます。 6目は、特定健診の自己負担金でございます。 11款のその他の目につきましては、科目保全でございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	1点、お尋ねをさせていただきます。 17ページでございます。 3款の後期高齢者支援金等ということで、1項の後期高齢者支援金の説明を受けたわけでございます。前年と比較で8.7%増ということで、社会保険の医療機関等へ支払うということでございますけれども。 このことにつきましては、7ページのほうで各款ごと記載されてございますけれども、特に、金額等の増加にあたる項目でございまして、21年度が310,000千円ほどが22年度で340,000千円ということで、13,000千円ほど金額が増えたということで、その後22年度から23年度に対しましては、8,000千円ほどの増額ということでございました。 昨年と本年度を比較しますと、30,000千円ほどの増ということで、毎年金額が増えているということでございます。 一般財源からの持ち出しも、昨年が122,000千円、本年度が175,000

	千円ということで、こちらについても52,000千円ほど増えているということでございまして、先ほどの8.7%ほど増えているということでございすけれども、この辺りの原因的なものですかね。 それと併せまして、24年度も赤字になるであろうということで、何らかの対策も努力をしなければいけないんじゃないか、というふうに考えられるわけでございすけれども。 対策というものが講じられるものであるのかなということがですね、ちょっと専門的な見解と説明を求めたいと思います。
委員 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 後期高齢者につきましては、対象者数の増、医療費の増ということで増額しているものと思いますが。 この分につきましては、一覽表的なもので、この額を予算化してくださいというようなことで、来る分で予算化しておりまして、詳細な内容については、そこまで突き詰めておりません。 ただ、これの対策としましては、やはり若いころからの健康を維持する行為、例えば特定健診の受診であったり、健康的な活動をしてもらうとかですね、そういうもの、それからいろんな重傷者対策も考えておりますけれども、そういうところで、若いうちからの健康維持というようなことが重要かなというふうに、今は考えておるところでございす。
委員 長	河内委員
河内委員	2点あります。最初に8ページです。 保険税で滞納分がそれぞれたくさんあるんですが、総額でどれくらいになるか、分かったら教えてください。 それと13ページ、6目特定健診徴収金、先ほどの課長の冒頭のあいさつの中で、特定健診も今から充実を図っていきたいということでしたが、特定健診の徴収金が168千円も減っています。増やさないといけないのに減っているんですが、その理由を説明してください。
委員 長	健康課長
健康課長	まず、2問目の特定健診の徴収金のほうから説明したいと思いますけれども。 特定健診の受診料を、24年度から500円に引き下げたいということで考えております。 ただ、集団検診と個別検診の、なかなか個別検診のほう下がってきておるというような現状もございすので、何とかここを引き上げたいということで思っているわけですが、一応全員が集団検診を受けられたというようなところでの計算で、一応計上しているところでございす。
委員 長	納税推進室長
納税推進室長	納税推進室のほうからお答えしたいと思います。 国保税の関係でございす。 まず、23年度分、現年分になるかと思いますが、ちなみに22年の決算がですね、国保税の現年分といたしましては94.31でございました。 それに基づきまして、2月末でも0.6、現年は22年に対しまして増でいっておりますので、現年に関しては、確実に昨年末の94.31をクリアできる、94.89ぐらいいくんじゃないかと考えております。 滞納分でございすですが、これは、国保税の滞納でございすですが、22年度末と言いますのが、11.98の収納率でございましたが、現在、国保税に関しましては、現

	在でも0.5から0.6%ぐらい、いわゆるマイナスで推移しております。 そういうことでございますので、10%台というふうに考えております。 トータルいたしまして、現年も過年も、23年度の予想といたしましては、国保税に関しましては、数値的なマジックで申し訳ないんですが、現年、過年合せて昨年が75.14だったんですけれども、75.1前後をいくんじゃないかというふうに考えております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	滞納分の総額をお尋ねしたんですけれども、分かりますでしょうか。 それと特定健診ですけれども、受診率を上げるために徴収をですね、取らない、0円、無料で健診をするという自治体もあるということも申し添えておきます。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 総額ということで、調定額というふうに解釈してお答えしたいと思います。 23年、現在の国保税の調定が210,820千円ほどございます。それに対して、先ほど申したような数字でございます。これは滞納分でございます。 現年が先ほど言いましたように、23年度現年の調定が679,700千円ほどの調定でございます。率を94%ちょっとという話をしたかと思っておりますので、確実に入ってきているのが、10%ぐらいしか滞納分が入りませんので、210,000千円のうちの2億前後がですね、24年に繰り越していくんじゃないかと思えますし、現在の6億8千ぐらいの分ですね、94%ぐらいと話しておりますから、6%台が落ちて来ることになるかと思っておりますので、足しますと、3億近くの滞納額になるんじゃないかというふうに考えております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	この滞納の額なんですが、年が変わって、5年経って消えてしまうというようなことはないんでしょうか、お尋ねします。
委員長	納税推進室長
納税推進室長	お答えいたします。 今、議員が、消えてしまうことはないのでしょうかとおっしゃいましたが、消えることはあります。 毎年、各税含めまして、欠損的なものでですね、いろんなケースがあるかと思いますが、5年若しくは差し押さえとか、停止をかけておりましたが、もう3年経過すれば欠損に入るというような、いくつかの事情がございますのでですね。 いわゆる最初私が言いました5年というのは、何もしないで時効成立という、事務屋とすれば最悪のパターンの5年かと思いますが、それは極力抑えているつもりでございすけれども、何かしらの差し押さえをしていますが、停止期間は3年しか効きませんので、時効がその間に成立するという形になりますので、そういうケースでは、各税ともに必ず欠損は出て来ると考えております。以上です。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第19号「平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。

	したがって、議案第19号「平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第20号「平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	後期高齢者医療特別会計でございます。 まず、1ページをお開きいただきたいと思います。 平成24年度筑前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 第1条でございます。 予算の総額を歳入歳出それぞれ299,974千円とする。 次に、8ページをお開きいただきたいと思います。 まず、説明に入ります前に、基本的なお金の流れを説明しておきたいと思っておりますけれども。 8ページの歳出の2款1項1目広域連合の納付金のうち保険料負担金を、6ページの歳入の保険料、それと4款1項2目の保険基盤安定繰入金で賄うものでございます。その他の歳出につきましては、歳入の4款1項1目の事務費繰入金を主な財源としております。 それでは、まず歳出でございます。 8ページから9ページでございます。 1款1項1目一般管理費につきましては、ほぼ昨年並みの1,175千円を計上いたしております。 2項1目徴収費ですけれども、印刷費につきましては、封筒等の印刷費でございますけれども、在庫があるというようなことで減額を行っております。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合負担金は、広域連合の試算に基づき計上いたしております。 3款につきましては前年同額ですが、1目保険料還付金は、還付が発生した場合に、一度この目より支出しまして、同額を広域連合よりお支払いただくということになっております。 4款1項1目予備費については、昨年同額を計上いたしております。 続きまして、6ページ、7ページの歳入ですけれども、1款1項1目、2目の保険料につきましては、これも広域連合から示された額で計上しておりますが、8.2%ほどの増でございます。 2款、3款につきましては、前年同様科目保全でございます。 4款1項1目は事務費繰入金でございますけれども、広域が試算しました広域連合に支払います事務費負担金と、その他の一般管理費及び徴収費などの費用を加えて繰り入れてもらうもので、3.3%ほどの増でございます。 2目につきましては、保険料負担金を支払うための費用を繰り入れてもらうもので、2.8%の増でございます。 5款1項につきましては、ほとんどが科目の保全でございますが、6款2項1目保険料還付金は、昨年と同額を計上いたしております。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	6ページです。 歳入の1項1目、2目、保険料、徴収保険料ですが、8.2%増ということで、後

	期高齢者医療の保険料が上がったから上がっているんでしょうか。もし上がっているんでしたら、率としてどれくらい上がったのか教えてください。
委 員 長	健康課長
健康課長	保険料の増につきましては、単純な人員の増の分と保険料の改定の分がござい ます。 保険料の改定につきましては、1人当たりが約6.7%の増ということで、試算が なされているようでございます。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	1人当たり6.7%ということですが、金額としてはどれくらいになるのか。 それと、保険料が払えずに保険証を渡せていない高齢者の方はいらっしゃるのか、 お尋ねします。
委 員 長	健康課長
健康課長	いくら上がったかというようなことでございますけれども、所得割とかいろんなこ とがございまして、一概に言えないんでございますけれども。 均等割にして2,832円、所得割が1.01%、保険料の最高限度額が50千円 上がるというようなことでございます。 それと、1人当たりの保険料の増加額、全体としまして4,947円というような ことの試算がなされております。 それと短期証の交付状況でございますけれども、今現在、7名でございます。 本年度の一番多いときが16名ほどおられましたけれども、いろんな接触を行いな がらですね、支払っていただくというようなことで努力しているところでございま す。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	短期証は7名ということですが、資格証の方はいらっしゃるんですか。
委 員 長	健康課長
健康課長	資格証は、今のところございません。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第20号「平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につい て」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第20号「平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につ いて」は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	続きまして、議案第21号「平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対 策室長	平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書の1ページをお願い いたします。 平成24年度筑前町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところ による。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,502千円と定めるものです。

	歳出のほうから説明いたします。 8ページをお願いいたします。 1款1項1目一般管理費、本年度予算3,868千円、前年度と比較いたしまして、3,242千円の増となっております。 増額となっています理由は2つありまして、1つが、抵当権を設定しております担保不動産の競売申し立てに要する費用でございます。 2つ目が、一般会計への繰出金を増額したところでございます。 担保不動産の競売申し立てに係る費用を節ごとに説明いたします。 12節役務費、手数料4千円です。裁判所に提出する競売申立書に添付する印紙代でございます。 次の13節委託料220千円です。競売申し立てに伴う手続きを弁護士に委託するための費用でございます。 22節補償補填及び賠償金の予納金600千円、競売手続きに要する費用として、予め裁判所に納めるものでございます。この費用は、担保不動産の現況調査や不動産評価等の費用に充てられるものでございます。 なお、この競売に要しました費用は、補助金の対象となりますので、要した費用の4分の3が確定後に交付される予定でございます。 次の28節繰出金です。3,000千円、職員給与の一部として、一般会計に繰り出すものでございます。 2目財政調整基金費90千円、これは、基金利子を積み立てるものでございます。 次に、2款1項公債費、1目の元金と2目の利子、合わせまして本年度予算3,072千円です。前年度と比較いたしまして、6,204千円の減となっております。 この公債費につきましては、年度ごとの償還額が定められております。その額を元本のほうへ償還するものでございます。 4款1項1目予備費、1,472千円を計上させていただいております。 次に、歳入の説明をいたします。 6ページをお願いいたします。 1款1項県補助金、1目の住宅新築資金等県補助金、2目の償還推進助成事業補助金、合わせまして本年度予算580千円です。前年度と比較いたしまして、1,597千円の減となっております。 この県補助金につきましては、昭和53年度から61年度に貸付いたしました分に対する利子補給加算分というのがありましたが、それが平成23年度で終了したことによるものと、それから、現年度の償還対象者数の減による事務費分が減少しているところでございます。 次に、2款1項1目利子及び配当金90千円、これは、財政調整基金の利子でございます。 3款1項1目は科目保全です。 4款1項1目繰越金、3,000千円を計上させていただいております。 5款1項1目預金利子、これも科目保全でございます。 7ページの5款2項貸付金元利収入、1目の（国）住宅新築資金等貸付金元利収入から4目の（県）住宅改修資金貸付金元利収入、合わせまして本年度予算4,830千円。前年度と比較いたしまして、1,943千円の減となっております。これは、借受人からの償還金でございます。 この貸付金元利収入につきましては、現年度分の対象者の減等によりまして、今後徐々に少なくなっていくものでございます。以上です。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員

河内委員	7 ページです。 これは、借受人からの償還金という説明でしたが、総額でどれくらいあって、あと何人ぐらい借受人の方残ってらっしゃるのか、お尋ねします。 それと 28 年度でしたかね、最終が。それまでに完済の見込みはあるのか、お尋ねします。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 件数で 87 件でございます。実人員で 45 名ですね。 金額のほうは、現年度分等が、まだ 29 年度が最終償還年になりますので、現年度分等がありますので、ちょっと今、ここには資料を持ち合わせておりません。
委 員 長	福本委員
福本委員	8 ページの歳出のところですね、委託料ということで、弁護士委託料を予定してあるようですが、何かそういった、弁護士を中に入れなきゃならないような、貸借関係を含めた、何かそういう事案等が想定されるということでの、弁護士ということでしょうか。その点をお答えいただきたいと思います。
委 員 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 担保不動産の競売が、今回初めてする予定でございまして、今回委託しようとしている弁護士はですね、県の住宅新築資金等貸付事業に係る回収事業の顧問弁護士をされております。そういうことで、町のほうも困難事例の案件等の相談とか指導を仰いでおります。そういうことから、その弁護士さんに委託したいと考えております。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第 21 号「平成 24 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第 21 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第 21 号「平成 24 年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をします。 2 時 20 分から再開いたします。 (14 : 04)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14 : 20)
委 員 長	議案第 22 号「平成 24 年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	それでは、議案第 22 号の平成 24 年度筑前町農協集落排水事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の予算書をお願いいたします。

	1 ページです。 平成 2 4 年度筑前町の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 5 9, 8 1 9 千円と定めるものです。前年度比 7, 1 9 9 千円の減、4. 3 %の減となっております。 農業集落排水事業につきましては、すでに事業が完了しまして、施設の維持管理業務が主となっております。 2 4 年度は、上高場地区の事業完了後に開発をされました、栗田地区桜木開発団地の管路施設工事を計画をいたしております。 それでは、9 ページをお願いいたします。 歳出でございます。 1 款 1 項 1 目農業集落排水施設管理費 5 5, 7 5 4 千円、主な節について説明をいたします。なお、人件費等義務的経費につきましては、省略をさせていただきます。 1 1 節需用費 1 1, 3 1 7 千円、主に上高場及び栗田浄化センターの消毒剤等の消耗品、浄化センター及びマンホールポンプ場の修繕料、浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料でございます。 1 2 節役務費 6 2 8 千円、使用料の納付書手数料、浄化センター、マンホールポンプ場の電話料、口座振替手数料でございます。 1 3 節委託料 1 9, 1 8 2 千円、主に浄化センターの維持管理委託料、汚泥の両筑苑までの運搬委託料、管路巡視点検・清掃業務委託料、これは、2 4 年度は栗田地区を実施するものでございます。 1 5 節工事請負費 1 2, 9 0 0 千円、栗田地区桜木開発団地の管路工事約 1 8 0 m と新規加入工事の分でございます。 1 0 ページ、管路施設補修費、これは、マンホール蓋の修繕の工事でございます。 2 1 カ所を予定しております。 1 9 節負担金補助及び交付金 6, 7 4 0 千円、主に汚泥処分にかかります両筑衛生組合の負担金額でございます。 2 7 節公課費 6 0 0 千円、使用料徴収に伴う消費税の納付見込額でございます。 基金費 5 2 千円、農業集落排水基金を積み立てるものでございます。 諸費 3 2 0 千円、8 節の報償費の接続推進奨励金と分担金の一括で納付された場合の全納報奨金でございます。 2 款 1 項公債費、1 目元金および 2 目の利子、合計しまして 1 0 2, 6 9 3 千円、起債償還金の元金及び利子でございます。 3 款 1 項 1 目予備費、1, 0 0 0 千円を計上させていただいております。 1 1 ページから 2 0 ページの給与明細等の説明は、省略をさせていただきます。 2 1 ページの地方債の残高見込みに関する調書につきましては、表に記載のとおりでございます。 続きまして、歳入の説明をいたします。 7 ページをお願いします。 1 款 1 項 1 目農業集落排水事業分担金 4 0 0 千円、新規加入見込みを 2 件計上しております。 2 款 1 項 1 目農業集落排水施設使用料 3 9, 6 5 7 千円です。 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 0 9, 0 0 9 千円、総務管理費及び公債費への一般会計、5 款 1 項 3 目農業振興費からの繰り入れを行うものです。 7 款 1 項 1 目農業集落排水事業債 1 0, 4 0 0 千円、管路施設工事に伴う起債予定額でございます。 以上で、説明を終わります。
--	--

委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	4 ページですけれども、第2表の地方債、利率が4 %以内となっています。 一般会計の地方債のところでは3 %以内となっていたんですけれども、これは4 %以内なんでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	例年下水道債の場合には4 %で計上させておりますけれども、実質運用は2 %以下ぐらいで借り入れができております。
委 員 長	河内委員
河内委員	今後とも4 %で上げて、予算書は上がってくるということで理解してよろしいですか。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	下水道特別会計につきましては、今後とも4 %で計上させていただきたいと思っております。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第22号「平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手全員です。 したがって、議案第22号「平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委 員 長	議案第23号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	続きまして、議案第23号の平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の予算書をお願いいたします。 1 ページでございます。 平成24年度筑前町の公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,203,512千円と定めるものでございます。 平成23年度末の公共下水道の汚水管渠の整備見込みが約99%と、ほぼ完了しております。平成24年度につきましては、四三嶋地区の屋形原の管渠工事を予定をしております。 また、安心・安全のまちづくりのために、浸水対策事業としまして、新町第2雨水管線、福島地区の雨水渠の整備を計画をしております。 公共下水道の整備も平成23年度でほぼ完了し、維持管理を主とした業務となっております。今後とも効率的な経営、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。 10ページをお願いいたします。 歳出でございます。

	1 款 1 項 1 目公共下水道施設管理費 3 1 5, 1 3 3 千円です。前年度比 5. 5 %の増となっております。 主な節について説明いたします。 人件費につきましては、先ほど同様省略をさせていただきます。 8 節報償費 4, 4 5 0 千円、受益者負担金の賦課決定後 2 年以内に接続をされる方への接続推進奨励金と受益者負担金を一括で納めた場合の一括全納報奨金でございます。 1 1 節需用費 4 0, 1 1 5 千円、前年度比 9, 0 4 5 千円の増となっております。 主なものは、三輪中央浄化センター及びマンホールポンプ場の電気料、機械の修繕料、汚泥脱水のための添加剤などの消耗品でございます。 主な理由としましては、三輪中央浄化センターの 3 系列目が完成しましたので、その関係で電気料が増えることを見込んだものでございます。 1 2 節役務費 3, 1 5 1 千円、納付書送付料と口座振替手数料、処理場、マンホールポンプ場の電話料でございます。 1 3 節委託料 8 2, 5 7 7 千円、主なものは、三輪中央浄化センター及び管路施設の維持管理に関する業務委託料でございます。 1 5 節工事請負費 3, 0 0 0 千円、事業所等への量水器の設置工事費と雨水管渠の維持管理費でございます。 1 9 節負担金補助及び交付金 1 3 5, 6 1 5 千円。利子補給補助金は、配水設備工事におきます融資幹旋に対する利子の補給の補助でございます。 その他負担金は、排水協定に基づきまして、朝倉市及び大刀洗町の下水道に接続をしている部分の維持管理費の負担金などでございます。 夜須工区流域維持管理負担金は、夜須地区分の汚水処理に係る維持管理負担金で、福岡県に支払うものです。 下水道計画区域外の浄化槽維持管理補助金は、2 4 年度からの新規事業でございます。内容につきましては、2 月 2 8 日の全員協議会で説明したものでございます。 2 7 節公課費 4, 0 0 0 千円、下水道使用料に伴う消費税の納付見込額でございます。 2 目基金費 1 6 9 千円、公共下水道基金の利子を積み立てるものでございます。 1 2 ページをお願いします。 2 款 1 項 1 目公共下水道施設整備費 2 2 0, 2 3 2 千円、前年度比 7 0. 1 %の減です。 減の主な理由としましては、事業の進捗によるものと、三輪中央浄化センターの建設工事が 2 3 年度で完成をしたものでございます。 主な節について説明します。 人件費等については、先ほど同様省略をさせていただきます。 1 1 節需用費 7 6 1 千円、事業に係る事務用品、公用車のガソリン代等でございます。 1 3 節委託料 1 1, 0 0 0 千円、污水管渠実施設計業務委託は、多目的運動公園の接続のための実施設計でございます。 雨水管渠基本設計業務委託は、依井地区の浸水解消のための基本設計を行うものでございます。 1 4 節使用料及び賃借料 3, 6 3 6 千円、主には設計業務に係る積算システム及び公用車のリース料などでございます。 1 5 節工事請負費 1 6 0, 5 0 0 千円、排水設備工事は、処理区内の公共ますの新設工事でございます。前年同様 4 0 カ所程度を予定しております。 污水管渠工事は、四三嶋の屋形原地区の整備、付帯工は処理区内の管路施設埋設箇
--	--

	所の舗装補修等でございます。 雨水管渠工事は、新町第2雨水管線、福島地区の雨水渠を整備するものです。 19節負担金補助及び交付金11,477千円、主なものとしては、福岡県が行います夜須地区の宝満川上流流域下水道整備に係る建設負担金でございます。 補償補填及び賠償金500千円、工事等に伴いまして影響が出た場合の補償費を計上しております。 3款1項1目元金、2目利子、合計662,978千円。起債償還金の元金及び利息でございます。それと資金利息に借り入れます一時借入金の利子でございます。 4款1項1目予備費を5,000千円計上させていただいております。 14ページから23ページの給与明細等については、省略をさせていただきます。 24ページ、地方債の残高の見込みに関する調書は、別表のとおりでございます。 7ページをお願いします。 歳入です。 1款1項1目公共下水道事業負担金63,048千円、前年度比36%の減です。減の理由としましては、事業の進捗に伴います賦課件数の減でございます。 2款1項1目公共下水道施設使用料344,528千円、前年度比4.5%の増を見ております。接続率の増加分を見込んでおるところでございます。 2款2項1目手数料450千円、2節の手数料50千円につきましては、指定工事店の登録手数料が、1件当たり4千円、責任技術者が1人当たり1千円、計10件を見込んだものでございます。 3款1項1目公共下水道事業費補助金80,000千円、国の社会資本整備総合交付金です。補助率は50%でございます。 8ページ、4款1項1目下水道事業費補助、本年度は0になっております。これは、福岡県の同和地区排水施設等の整備事業費補助制度が、平成23年度をもって廃止となりますので、歳入が0となるものです。 6款1項1目一般会計繰入金617,868千円、総務管理費、公債費への一般会計、7款4項1目都市計画総務費からの繰り入れでございます。 8款1項1目延滞金400千円は、使用料及び負担金の延滞金です。 8款3項2目雑入245千円、主なものとしましては、三輪中央処理区に、排水協定に基づきまして、朝倉市分の数戸を接続しておりますので、その分の維持管理負担金を雑入で上げております。 9款1項1目公共下水道事業債95,800千円、施設整備に係る起債予定額でございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	2点、質問させていただきたいと思います。 まず1点は、11ページの13節でございます。 委託料、この中の管路巡視点検・清掃業務委託料ということで、10,546千円ということで計上ございますけれども。 全域を、年1回ほど点検をされるというふうに説明を受けておったと思います。 23年度は15,870千円で行っていましたが、本年度予算が10,500千円ということで、5,330千円ほど減額になっております。 使用並びに供用範囲が広がったのにもかかわらず、予算が少なくなっているということで、その辺りについて、なぜなのかという説明を1点お願いしたいと思います。 それから、もう1点、質問させていただきます。 ページが変わりまして、13ページの19節でございます。 負担金補助ということで、夜須工区流域下水道建設費負担金が11,417千円と

	ということで、こちらは23年度が3,930千円でございましたけれども、本年は11,410千円ということで7,480千円の増となっております。 これは、福岡県へ対しまして、上流流域下水道の建設の負担金ということでのお支払いということでございますけれども、毎年この負担金額が変動するものか、その算定基準的なものがどういうふうになっているものかなということで、お尋ねしたいと思います。以上、2点です。
委員長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 1点目の管路巡視点検・清掃業務委託料の関係でございますけれども、23年度までは筑前町全域をやってございましたけれども、経費節減も含めまして、24年度からは三輪地区と夜須地区を交互に実施をしていくというふうなことで、減額になったものでございます。 過去の実績を見ましても、毎年1回する必要性まではないのかなという部分が見えてきましたので、経営健全化のためにそのような形を取っております。 2番目の流域下水道の建設負担金ですけれども、これは、毎年県が行う事業によりまして、金額の増減がございます。 24年度は、岡田にあります浄化センター用地内の場内整備と、幹線管渠がかなり時間が経っておりますので、その防食工事をするというふう聞いております。その筑前町の負担でございます。 負担金額につきましては、宝満川上流流域下水道の全体計画汚水量に占める筑前町の汚水量の計画排除量に基づいて、比率案分されたものでございます。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	2番目に質問させていただきました夜須工区の流域下水道建設の負担金ということで、合併前から夜須地区の下水道は、宝満川上流流域下水道、今、筑紫野市内のカミリヤですね、この施設の前に建設計画ということで説明を受けておりましたけれども、その後宝満川流域下水道ということで、小郡地内ですね、こちらのほうへ接続をなされて、使用されてあるわけでございます。 町のほうが、今後ですね、この計画の宝満川上流流域下水道へ接続をしていくことに対しましては、負担金とかいろんな町の町費が要るわけでございますけれども。 現在困っているわけでもございませぬし、前々からですね、これも1つの町の課題であるんじゃないかなというふうに考えるわけでございますけれども。 やはりどうしてもこちらのほうへ接続をしていかなければならないということであれば、やはり費用も増えると。町の歳費としては、今の宝満川流域下水道へ接続をさせていただきまして、使用させていただければ、それだけ費用は少なくて済むというふうにも考えられるわけでございますけれども。 その辺りの、今後ですね、今後はやはり計画に向かって進んでいくものか、その辺りについてもう少し説明をお願いしたいと思います。
委員長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 宝満川流域関係には、今、3つの流域下水道がございます。 筑前町が加盟しております宝満川上流、それと小郡市と筑紫野でやっております宝満川流域下水道、それと大刀洗町と朝倉市でやっています筑後川中流右岸流域下水道、3つがございます。 そのうち宝満川の宝満川浄化センター、筑中の福童浄化センターの2カ所ができております。

	今、県のほうでは、この関係市町含めまして、3流域の統合の検討がなされております。 筑前町としては、現状の宝満川の暫定使用をそのまま続けて、2つの処理場で運営ができないかというふうな要望を出しておりますけれども、全体計画の関係もございますし、宝満浄化センターをそのまま使うということについての、小郡市の周辺の関係もいろいろあるようでございます。 現在、そのような検討が、県で進められておりますけれども、今のまま例えば宝満浄化センターをずっと使うとした場合についても、今までは建設負担金を全然払ってきてないわけですね。 ですから、その辺については、筑紫野市さんなり小郡市さんのほうから、もう10年間暫定利用で、建設に対する負担は払わなくて使ってきておりますので、その辺は何らか検討すべきではないかというのが、県のほうには申し出があつておるようでございます。以上でございます。
委員長	河内委員
河内委員	7ページです。 1目公共下水道事業負担金と2款1目公共下水道施設使用料、このうちの滞納分なんですが、総額と件数、それと滞納者に対する対策を、何かお考えでしたら、お願いします。
委員長	下水道事業
下水道事業	お答えいたします。 23年度分での滞納分の調定額でございますけれども、受益者負担金が約27,000千円程度でございます。使用料が、滞納分がですね、27,600千円程度でございます。 件数については、資料を持ち合わせておりませんので、説明はできません。 それから、対策でございますけれども、年に2回、5月と12月に、全職員2名で1班作りまして、滞納者に対する訪問徴収を実施しております。 それから、今年度からは本格的に高額滞納者等を中心に、差し押さえ等の事務を進めておるところでございます。以上でございます。
委員長	訂正がありますので、しばらくお待ちください。
下水道事業	下水道事業
下水道事業	申し訳ございません。予算書の資料の訂正をお願いいたします。 公共下水道事業の24ページ、起債残高に対する調書でございますが、22年度末現在高が13,116,200千円の間違いでございました。お詫びを申し上げます。
委員長	質疑が終わりましたようですので、これから、議案第23号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第23号「平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第24号「平成24年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 水道課長

水道課長	議案第24号、平成24年度筑前町水道事業会計予算について、説明いたします。 概要を若干触れさせていただきたいと思います。 水道創設事業につきましては、平成23年度、今年度、配水管の布設工事も完了いたしました。 約960戸の方が水道への新規加入をしていただいております。4月1日の給水開始に向けて、今、準備を進めておるところであります。 今年の1月末で、総数で3,600件の方が水道に加入されまして、内約2,030件の方に水道水を利用していただいております。 24年度の水道創設事業につきましては、震災の影響または町の財政状況を考慮いたしまして、資金的収支、予算につきましては、平成23年度の半分程度になっております。 整備区域につきましては、三輪地区のほうは、新町、依井地区の配水管布設を予定いたしております。 夜須地区におきましては、今年度施行しました二区の残りの地区と四三嶋の屋形原の配水管の布設工事を実施する予定であります。 配水管12km、消火栓15カ所、給水装置240カ所を、合せて設置いたします。 さらには、栗田の配水場を24年度、25年度2カ年計画で建設をする予定であります。 夜須地区におきましては、二と屋形原の整備が終わりますと、城山配水場からの排水区域が、下高場の小隈地区を除きまして、ほぼ完了することになります。 水道創設事業も後半に入ってまいりましたので、地元説明会などで、さらに加入推進を図りながら、一層の普及促進に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。 それでは、別冊の平成24年度筑前町水道事業会計予算について、説明をいたします。 1ページをお願いいたします。 第1条、平成24年度筑前町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は、次のとおりとします。 給水戸数2,700戸、年間総給水量532,900m³、1日平均給水量1,460m³、主な建設改良事業、配水管布設工事と配水場築造工事であります。 第3条、収支的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。 収益的収入を277,165千円、収益的支出を360,588千円計上いたしております。 第4条、資金的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 資金的収入が533,089千円、資金的支出を539,536千円計上しております。 資金的収入が資金的支出額に対し、不足する額6,447千円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税、資金的収支調整額、いわゆる内部留保資金で補填をするものであります。 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 起債の限度額を220,000千円、利率を年3%以内としております。 次のページであります。 第6条、一時借入金の限度額を520,000千円と定めます。 これは、国庫補助金それから起債借入金等が、年度末あるいはそれを過ぎての収入になりますので、その間の運営資金として一時借入を行うものであります。 第7条、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費77,54
------	---

	0千円を定めております。 第8条、一般会計から水道会計への補助を受ける金額は、次のとおりです。 高料金対策費として、経費95,169千円を計上いたしております。 2番目の創設事業のため、事業運営に係る経費として、7,088千円を計上しております。 詳細につきましては、別添の付属書類、ずっと飛びまして、19ページの次に付けております水道事業会計予算付属書類のほうを開いていただきたいと思います。 前年度との対比をしておりますので、主に差が大きいものについて、説明をさせていただきます。 1ページの収益的収入及び支出です。 収入のほうから先に説明いたします。 1款1項の営業収益141,162千円で、前年比が8,308千円の増額になっております。 1目の給水収益114,088千円を計上しております。 水道料金につきましては、現在の使用料金の状況、それから24年の接続の推定、さらにはサン・ポートの使用料が入ってまいりますので、これを試算根拠として計上をしております。 3目のその他営業収益の加入金26,880千円を計上しております。 23年度に加入していただきました分割納付分と、24年度整備予定地区の新規加入者240件を見込んだ加入金を計上させていただいております。 2項の営業外収益136,003千円、前年比22,219千円の増額になっております。 2目の他会計補助金125,333千円計上しております。 県南広域水道企業団負担金、これは、県南のほうから筑前町と朝倉市のほうへ、送水管の施設建設に伴う負担の繰入金として30,164千円、それから、高料金対策に伴う繰入金95,169千円になっております。 3目の消費税還付金10,597千円につきましては、前年度より需用費が減少することによりまして、還付金も小さくなっております。 2ページの支出について、説明いたします。 1款1項の営業費用313,992千円で、前年比22,441千円の増額になっております。 2目配水及び給水費につきましては、配水施設の管理に伴う経費です。5,865千円計上しております。283千円の減額です。 動力費4,234千円計上しておりますけれども、受水場のポンプ稼働の電気代で、実績を参考に積算をしております。 それから、3目の総係費83,288千円計上しております。主に、職員9名分と嘱託職員2名分の人件費及び事務費であります。 めくっていただきまして、3ページの一番下の委託料ですけれども、3,030千円の前年比減になっておりますけれども、これは、補正予算のときにも説明しましたように、マッピングシステムの入力を職員で対応できるようになりましたので、今年度は計上しておりません。 それから、4ページの4目減価償却費105,822千円計上しております。これは、施設を整備中でありますので、年々増加してまいります。 また、減価償却費につきましては、現金の支出がありません。 それから、2項1目企業債利息、45,466千円につきましては、17年度から借り入れてきました起債の利息であります。 めくっていただきまして、5ページの資本的収入及び支出です。
--	--

	収入のほうから説明いたします。 資本金収入533,089千円計上しております。 24年度の補助対象事業費は450,000千円です。財源は、国庫補助金、企業債、出資金、それぞれ3分の1ずつになります。各々150,000千円になります。 企業債につきましては、口径75ミリ以下の配水管布設につきましては補助対象外になりますので、その工事費70,000千円を加えた額の起債の借入を予定しておるところであります。 4項の他会計補助金7,088千円計上しております。 事務費などにつきましても、一部補助対象経費になりますが、それ以外の経費について、収入が不足する建設運営資金として、一般会計からの補助金です。 5項の他会計負担金6,000千円計上いたしております。消火栓15カ所の設置工事の、一般会計からの負担金であります。 6ページの支出です。 1款1項1目施設整備費522,001千円計上しております。対前年比576,394千円の減額です。 工事費につきましては、初めのほうで説明いたしました配水管布設と栗田配水場建設工事費であります。 2目の事務費8,828千円計上しております。6,778千円減額になっております。国庫補助対象事業の減によるものであります。 7ページをめくっていただきまして、3目の量水器1,260千円につきましては、宅内の接続の申請があったとき、町から対応しておりますメーター器の購入費であります。 2項1目企業債償還金、17年、18年度に借り入れました起債の元金分の償還金として6,447千円計上しております。 以上で、平成24年度筑前町水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	予算書の中の6ページでございます。 2項の出資金150,000千円ということで計上されてございますけれども、実は、昨日一般会計の予算書の中で、所管が環境防災課という所管の中で、ページが74ページでございます。 74ページの24節投資及び出資金という説がございます、この中に、今先ほど水道会計の中の出資金は150,000千円ということでですね、上水道事業出資金ということで、ここに計上されてございますけれども。 その下の県南水道企業団の出資金ということで、昨日環境防災課の所管かなということで尋ねさせていただきましたけれども、水道課ということでお尋ねさせていただきますけれども。 県南水道企業団の出資金が23年度は82,100千円ということでございましたけれども、今年度が予算が800千円ということで、減額予算になっております。 その理由と申しますか、その辺りの説明と、今後もこの出資金が続いていくものか、ということでお尋ねしたいと思います。 それともう1点は、これに関しまして、水道会計の予算書の中では、この部分は出て来ないものか、ということをお尋ねさせていただきたいと思います。 この一般会計の部分の800千円ですか、が、水道会計の中には見当たらないようですけれども、こちらには含まれてこないものなのか、2点、お尋ねしたいと思います。

委 員 長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 まず、出資金ですけれども、出資金につきましては、国庫補助対象事業費の3分の1の額を、建設時に市町村の一般会計から企業団のほうへ出資するものであります。 操出金につきましては、建設時に企業団のほうで借入をいたしまして事業を行います。その起債の元利償還金を、市町村が企業団のほうへ負担をするものでありまして、昨年度82,100千円の出資金を一般会計予算のほうから企業団のほうに出資をしていただいております。 内容につきましては、甘朝系の事業、本町と朝倉市のほうが県南のほうに加入いたしましたので、その出資金を77,000千円支払いをしております。 それと県南の施設の耐震化事業、これに1,500千円、それから二拡張事業で3,600千円、合せて82,100千円を出資していただいております。 今年度は甘朝系の事業が完了いたしまして、平成22年度だったと思いますけれども、起債借入の負担金ということで30,164千円、去年もですけれども、一般会計のほうから水道事業会計のほうに繰り入れていただきまして、今度は私どものほうから県南のほうに負担金を払っております。 そういうことから、甘朝系の77,000千円につきましては、平成23年度で終わりますので、24年度につきましては、耐震化の200千円と二拡張事業の600千円、合計800千円を計上させていただいております。 ここ数年、耐震化につきましては、4、5年ぐらいで終わるということで、そんな大した金額はですね、今後上がってまいりません。 併せましてですね、大山ダムが24年度で完了いたしまして、25年から水が使えるようになりますけれども、それに伴って負担金が発生してまいります。 これが年間13,900千円ほどですけれども、約22年程度ですね、負担金として払っていくようになります。以上です。
委 員 長	一木委員
一木委員	一般会計の中の、今、説明をいただきましたので、分かりましたけれども。 この水道会計の中にその金額が含まれないということについて、ちょっと理解が、もう少しいただければと思います。
委 員 長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 冒頭に説明しましたように、出資金については、町の一般会計予算から直接企業団のほうへ、負担金につきましては、一度水道会計のほうに入れていただいて、水道会計のほうから県南のほうということでありますので、先ほどの800千円につきましては、水道会計のほうには入っておりません。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	付属書類の1ページです。 1目給水収益の水道料金なんですけど、今年度、一番最初、課長、2,700戸給水予定ということでしたが、これで見ますと、2,100件と300件で、2,400戸しかないんですけど、300戸分は計上しなくてよろしいんでしょうか。
委 員 長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 来年度の年度末で2,700戸ということでありまして、ここに計算式を上げておりますけれども、300件というのは、24年度の4月から来年の3月の平均を300戸ということで試算をさせていただいております。以上です。
委 員 長	河内委員

河内委員	それとですね、同じページなんですけど、その他の営業収益、3目、加入金、24年度は23年度分の分割の分も入っているという説明だったと思いますが、23年度の予定額が51,660千円で、本年度が26,880千円って、ちょっと分らないんですけど、その辺をもう一度説明してください。
委員長 水道課長	水道課長 お答えいたします。 12月に調定を行っておりまして、一括支払いの分と分割支払いの分、仮に13ミリに加入していただきましたら、12月に63千円一括でいただく方と、それから分割になりますと、21千円を12月に払っていただきまして、翌年度、いわゆる24年度に10,500円を4回ですね、分割で払っていただくということです。23年度に分割納付された方が290件あるわけで、24年の4月から分割納付に入っております。 それと24年度が240件見込んでおります。ここにつきましても、一括納付の方、分割納付の方があります。過去の事例を参照いたしまして、試算をしているところであります。以上です。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第24号「平成24年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第24号「平成24年度筑前町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第25号「平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案第25号、平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算でございます。別冊の予算書をお開きください。 1ページです。 平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算。 平成24年度筑前町の工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ766千円と定める。 2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 24年3月7日提出、町長名でございます。 項目が少のうございますので、6ページから7ページの事項別明細書で、内容の説明をさせていただきます。 6ページ、7ページをお開きください。 歳出からご説明申し上げます。 1款1項1目工業団地造成事業費として、本年度566千円、前年度比1,089千円の減を計上いたしております。

	区分といたしましては、１１節需用費に消耗品費５０千円、それから１５節工事請負費に５１６千円を計上いたしております。 １５節の工事請負費は、多田精機が今、造成を行っておりますが、その下に調整池がございます。この工事費として計上いたしております。 消耗品費は、その付随する消耗品費ということで計上いたしております。 それから、２款１項１目予備費、２００千円を計上いたしております。 それから、６ページの歳入でございます。 ４款１項１目繰越金に７６６千円計上いたしております。 この歳入につきましては、前年度からの繰越金を充てるということで、計画をいたしております。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから、議案第２５号「平成２４年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第２５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第２５号「平成２４年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
閉 会	
委員長	本特別委員会に付託されました議案第１８号から議案第２５号までの審査が全部終了しました。 これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会します。 町長のほうからあいさつの申し出がっておりますので、許可します。 町長
町 長	一言ごあいさつを申し上げます。 今回提案いたしました平成２４年度の一般会計予算並びに７つの特別会計予算につきましては、本特別委員会で２日間にわたり慎重審議いただきまして、すべて可決いただきました。ありがとうございました。 特に、一般会計に至りましては、予算規模１６０億円と、平成１８年度の１１０億円台の規模としたところでございます。 しかしながら、内容は６年前とかなり様変わりをいたしまして、特徴的に大きく伸びましたのが、扶助費が６億円、国保等の繰出金が５億円、公債費等が４億円と計１５億円、大きく６年前と伸びております。 これに見合った減額されたものが、人件費が約３億円、普通建設事業が約１１億円の減というふうなことで、同規模になったものでございます。 この予算内容からも、合併効果や高齢社会等の進捗が読み取れるかとも思われます。このような状況を十分見極めながら、より一層の最小の経費で最大の効果予算執行を再認識する所存でございます。 本会議におきましても、ぜひ採択いただきますことをお願い申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
委員長	ありがとうございました。

	どうもお疲れ様でございました。 (15:21)
	上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。 委員長 天野 勉